

平成22年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成22年6月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	栗本裕美	総務部長	清水建也
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	面卷昭男
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長補佐	峯川敏明	都市建設部長	藤川岳志

建設課長	今西弘至	観光産業課長	川端伸和
都市整備課長	加藤保幸	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	植村俊彦	生涯学習課長	黒崎益範
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 13番 里川議員

1、税滞納者の行政サービスの制限について

- ①制限の根拠について。
- ②あてはまる事業はどれだけあるのか。
- ③分割納付をしている人について。
- ④今後のあり方について。

2、自治会活動や小地域福祉会の活動など、地域活動と施設の問題について

- ①地域の活動に力を入れて活発に活動していただくことと、自治会を脱会する世帯が増えていることでギャップが生じている諸問題と活動拠点となる施設について。

3、要保護、準要保護について

- ①支給対象の拡大にともなう影響と財政状況について。

4、安心子ども基金の活用状況について

- ①積極的な活用を考えているのか。
- ②子ども手当への適用状況について。

5、人事評価制度について

- ①運用状況。
- ②評価に片寄りはないか。また、職員のメンタルヘルスなどのフォローはどうなっているのか。

〔2〕 14番 木澤議員

1、いかるがバイパス（パークウェイ）について

- ①2010年度の国の予算について。

②いかるがバイパス（パークウェイ）の整備目的と現在の状況について。

③国道25号線の交通量の実態と将来予測について。

2、保育しやすい環境づくりについて

①保育料の軽減について。

②保育士の配置について。

③町立保育所の駐車場整備について。

3、人間ドッグ助成について

①これまでの助成制度実施状況について。

②75才以上の方に対する助成について。

③40才未満の方も対象とする考え方について。

4、大塚古墳前の通学路について

①現道に対する町の認識について。

②通学路の改善について。

〔3〕15番 木田議員

1、町道内における私有地に対する町の対応

①町内の町道内における私有地の数及び幸前自治会内における数について。

②地元幸前自治会より解消について要望が平成14年度の要望及びそれ以前の要望でも出されているが、その後の処理について問う。

③自治会費より私有地への借地を支払っているが、これは町が負担すべきではないか。

④今後の方針として今回も私も預かっているが、私有地の解消について町の努力を聞かせて下さい。

2、生ごみ対策について問う

①昨年10月よりモデル地区として協力している地元の幸前としては、他地域への拡大こそが町の方針としている3割削減につながると思われるが現状について問う。

②これから夏期の悪臭が発生する時期に入るが、悪臭防止用のバケツの配布の要望があるが、角置きの水切りの配布と共にバケツの要望についても問う。

3、飛鳥葛城自転車道について問う

- ①県の事業ではありますが、斑鳩町内の進捗と今後の予定について問う。
- ②早期実現に向けて町の働きかけが大きく左右するが、今までの県への要望について問う。

4、富雄河川改修について問う

- ①幸前、高安西、睦の自治会長名で町と県に対し河川改修の早期実現に向けての要望が出されているが、それに対する町の実働について問う。

〔4〕5番 伴議員

1、斑鳩町の今後の財政について

- ①税収が団塊の世代の退職や景気の後退を受けて、住民サービスが今後、低下するのではないかと懸念する声をよく聞くが、ここ数年の住民税の推移を伺う。
- ②これから急速な高齢者社会が進んでいる中で、住民税について町としてどのように捉えているのか伺う。

2、児童生徒の体力向上の取り組みについて

- ①斑鳩町の小学校・中学校においての体力テストの結果はどうであったか。
- ②これから体力向上に対して、どのような計画整備をされるのか。

〔5〕11番 飯高議員

1、学校給食と食育について

- ①学校給食の現状について問う。
- ②竹食器の認識について問う。
- ③「学校給食と食育」の取り組みについて問う。

2、不育症と不妊治療について

- ①不育症と不妊治療の実態について問う。
- ②今後の課題について問う。

3、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害の現状と行政の取り組みについて

- ①DV被害の現状について問う。
- ②今後のDV被害についての行政の取り組み。

4、災害時要援護者への緊急的対応についての具体的な取り組み

- ①要援護者の避難誘導體制について問う。
- ②避難支援に係る課題（体制づくり、情報の収集・伝達、障がい者避難支援）について問う。
- ③災害弱者の安否確認のための高齢者マップ作成の進捗状況について問う。

〔6〕 4番 吉野議員

1、町人口の推移と将来予測

- ①定住人口増加対策。
親世代、子世代等の近居の勧めについて。

2、歩道整備について

- ①交通弱者の安全対策について。
- ②年内オープン予定の仮称イオンいかるがショッピングセンターへのアプローチについて。

3、斑鳩バイパス建設に係る町負担経費総額はいくらとしてしているか

（前回の回答が不十分と考え再度質問します）

- ①町は斑鳩バイパスを「町づくりの根幹をなすもの」として推進しているが、バイパスと交差する道路、水路等を整備するために必要な町負担工事費・土地収用費等の総額を明らかにしていない。町財政の悪化が必至となっている現在、なし崩し的に整備費を支出することは問題ではないか。

〔7〕 2番 小林議員

1、高齢者マップづくりについて

- ①情報の円滑な共有が進む環境について。
- ②若い力で災害時等の地域を支える取り組みについて。

2. 予算をもった学生議会について

- ①斑鳩町子ども模擬議会の成果について。
- ②先進政策との比較検討について。
- ③若者たちが継続して町政に参加できる取り組みについて。

〔8〕 1番 宮崎議員

1、天下りについて

①60才前で町を退職して、すぐに町で働いているのはおかしい。

2、排水路について

①用水路の水を受けることが出来なくなれば、町全体田・畑が受ける影響は。

3、公園の水道管理について

①水道料金について各公園で、どのくらいの差があるのか。

4、自治会に会入りしない人が増えていることについて

①自治会に会入りしないと、不具合があるのか。

〔9〕12番 辻議員

1、浸水対策について

①昨年度に浸水対策雨量調査されておりますが、その調査内容及び現状はどのように把握されたのか。

②斑鳩小学校前の浸水について、今日までどのように対応されてこられたのか。

③昨年8月11日の突然の豪雨での床上浸水について。

2、交通安全対策について

①県道法隆寺門前線で待避所を設置された経緯について。

②観光バス・自家用車の駐車場となっていることについて。

③観光バスが道路上に駐車することによる通行迷惑について。

④国道25号門前前の交差点について。

⑤斑鳩幼稚園から並松通りに入る交差点の安全対策について。

3、農業の振興について

①農産物直売所について。

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、嶋田議員より少しおくれるという連絡をいただいて

おります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目に挙げさせていただいております税滞納者の行政サービスの制限についてということです。

斑鳩町では、幾つかの行政サービスが税の滞納によって制限をされているという現状があるというふうに思っておりますが、その制限をしている根拠についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 当町におきましては、町税等の滞納者に対しまして、行政サービス等を制限することを目的といたしました一括的な条例は制定はしておりません。

しかし、税の完納を条件といたします行政サービス等がございまして、その根拠につきましては、それぞれの事業におけます条例等で規定をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 当てはまる事業はどの程度あるのかということについて、やはり、今、部長が答弁していただきました、一括してそういう制限をする条例などを制定しているところが、実は、北海道中心なんですけど、北の方に38ほどの自治体があるわけなんですけどね。その自治体の議論が、色んな議論がされてまして、先日福島県では否決、その条例そのものを否決されたということがあります、南会津町ですが。その議論を見ている中で、子どもなどにかかわる行政サービスについてそういう制限を加えることがあってはならないというような、その中に議論があったわけなんです。

ですから、私もなるほどなあと思ひまして、じゃあ斑鳩町ではどの程度行政サービスの制限というものが加わっているのかなあ、一つ一つちょっと私も拾いきれませんが、町の方へお伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 現在、町が行います契約行為、保健・福祉サービスや補助金

等の行政サービスのうち9つの事業につきましては、町税等を滞納している場合サービス等を受けられないものとなってございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 具体的に、それ、9つというのを挙げていただけますか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） まず、1つ目でございますが、入札の参加資格に係ります審査申請、2つ目といたしましては、建設業に係ります町内業者の認定に係るものでございます。3つ目といたしましては、幼児2人同乗用自転車購入助成、4つ目といたしましては人間ドックの健診助成、5つ目といたしましては脳ドックの健診助成、6つ目といたしましては町営住宅への応募に係ります入居者資格につきましてでございます。7つ目といたしましては、商工業者への債務保証料の補給、8つ目といたしましては農業近代化資金利子補給、最後の9つ目でございますが、排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給の9つでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ただいま9つの事業を挙げていただきました。それぞれ、皆さんの健康にかかわることであったり子どもさんの子育て支援にかかわるような、子どもさんの安全を守って保護者の方が小さい子どもさん2人を同時に乗せる自転車とか色々出てまいりましたけれども、その福島県の南会津町の条例が否決になった経過の中で、実は分納の誓約をしている方については滞納とみなさないというような形で利用が出来るというふうに、そういう厳しい条例をつくっているにもかかわらず、分納誓約者には当てはめない、そういう方には制限を加えないということですね、条例に初めから町はその定めをつけて議会に提案したと。けれども、議会は、それでもあかんと、行政がサービスの制限をしたらいかんのやと、特に差別的な扱いになる項目を出来るだけやっぱりつくってはならないというような議論があつて否決をした経過もあるということがありまして、それでお尋ねをしたいんですけども、斑鳩町ではこのような分割納付をされている状況というのはどの程度あるのか。

その前に、これ要綱とか色々あるんですが、書き方については多少の違いがあります。脳ドックなどについては割合具体的に挙げた書き方になってましたけれども、あとは、完納をしているということと滞納をしていないという書き方。これは、どこまでを滞納というのか。前年度までをクリアしていたらオーケーなのか。でも、事業をするタイミ

ングによっては、どうですかね、今、6月、まだ税の額が定まっていなくて、納付する期限がまだ始まっていない。こういう間に事業がスタートする場合は、前年度までが完納されているかどうかを見るということになると思うんですけどもね。ただ、時期がずれてきますと、もう納付の状況が始まってくる。けれども、前年度の分が分割納付で追いかけてながら納付を頑張ってやっていただいているというような状況もあったりで、非常に難しい問題もはらんでいるなあというふうに、私はその南会津町の状況を見る中で当町に置きかえて色々考えたわけなんですけど、実際町税というのは、ここで要綱に定められる状況の中では、町税というのは全部を指している、町税条例に載っている全部を指すのかという問題と、それとどの時点を見て追いかけているのかという時点、それと分割納付というのはどの程度あるのか、そして誓約書が入ってて、そしてその誓約書どおり履行されている状況がどの程度あるのか、また履行されてない状況もあると思うんですけどね、おおよそでも結構ですので、町の方はそれらについてどの程度状況があるというふうに思っているのか、そしてそれらの分割納付をしている方々に対してどのようにこの行政サービスの制限を加えているのかというところについては、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） まず、当町におきます分割納付の状況どのぐらいあるのかというのと、その分納誓約どおりに入っている状況ということにつきましてお答えをいたします。今、手元にあるのは、申しわけございません、税務課のものだけでございますけども、今現在で400件余りの方々が分割納付を提出されているところでございます。その分納誓約書どおりに入っている状況につきましては、今、お答え出来ない状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

あと、滞納等見る時期の件でございますが、前年度等々おっしゃっておるわけでございますけども、あくまでも税には納期限がございます。その納期限内にその納期が来るまでの税等をお納めいただいております方については、完納とみなしているところでございます。

町税というのは何を指すのかといったことでございます。おっしゃるように、先ほど申し上げました9つの事業につきましても、それぞれの根拠法令の中で、「町税等」と書いてあったり「町税」という形で書いてあったり色々あるわけでございます。中には限定をした条例もございますが、私どもが考えておりますのは、町税というのは、住民

税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税という話になりますけども、町税等という話になりますと、国民健康保険税も含まれているといったことで考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それで、今まで聞いてきたわけなんですけど、なかなか町は厳しい考え方でこれについてはしてこられている状況もあるのかなあというふうには思っているんですが、まず最初に制限の根拠を聞いたときに、町が持っている条例や要綱などで定めているということです。公営住宅なんかは、条例ですけどもね、これ、何か上からの法律で、こうなったらこうだというものというのは私はないんじゃないかな、町が独自に判断をして、こういうものについては町として制限を加えているというふうに考えているところなんですけど、それが間違っていたら間違っていると言っていたら結構ですが、その視点に立ちまして、今後、私は、こんな社会情勢の中で、派遣で仕事へ行ってたけれども契約が切れて再雇用をしてもらえない、再雇用をしてもらえなかったら再雇用してもらえないとか、急に会社が不振に陥ってリストラの対象に入ってしまったとか、この間に色んなことがありました。先ほどの総務部長の答弁にもありましたが、国民健康保険税、これについても、私は以前よりそういった所得が激減した方の対策ということを申し上げてきた中で、今回、国の方から示されまして、前年度所得100分の30に換算するというような制度も国の方もつくってきたというふうな状況も出てきました。

そんな中において、所得が激減しながらも前年度所得で課税をされる住民税や国民健康保険税が、分納誓約をされ、一定その誓約どおり努力をされている状況にある方たちは、それを納めるので精いっぱい、なかなか自分の健康管理も出来ないとか、なかなか余分に、子どもの安全を考えてそういう自転車を購入したいけれど、補助金はあるけれどもなかなか高いものだから買えないとか、色んな状況も起こってきているのではないかなというふうに心配しているところです。

ですから、例えば、今、税の方で総務部長からお答えいただきましたが、国民健康保険税の方でも分納誓約は295件入っていると。分納誓約を不履行しているのが43件あると。でも、252件の方は努力をされているんですね。ですから、そういう努力をされている方に制限を加えるということはどうなんだろうかというところを、私はこの間、よその町の議会の議論、町の動きや議会の議論を見る中で、すごく今回考えてしまいました。

ですから、ぜひ町にもその辺のところを考えていただけないかなあという思いで今回一般質問の一番最初に挙げさせていただきましたが、今後のあり方について、町はどのようにお考えになりますか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 質問者もご承知のように、町に納めていただく税金につきましては、福祉、教育、土木や農業、ごみ処理、消防など様々な行政サービス等に使われている大切な財源でございます。その負担すべき町税等を滞納される方に、何らかの行政サービス等の制限措置を講じましてペナルティーを与えることが、町税等の滞納の解消及び抑止、また納期限内に納税をしていただいている多くの町民の方との公平性を確保し、町税等の徴収に対する町民の皆様の信頼を確保するためにも必要であるというふうに考えてございます。そうしたことから、こういった一定の行政サービスへの制限は必要であるというふうに考えてございまして、しかしながら、今後、このことにつきましても調査研究を行ってまいりたいというふうに現在考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 前段をえらいアピールして答弁していただきましたけど、そのことは、そもそもそういうことから始まってこういう要綱がつけられたことも十分承知はしておりますけれども、じゃあ、だからといって生活が急に苦しくなった方々が、それでもなおかつ努力をされている方々が差別をされるという状況について、特に今後子どもにかかわる問題であったり、生活弱者にかかわる問題について特に、今、検討するとおっしゃっていただきましたので、今後やはり検討をしていただきながら、やはり誠実に、自分の生活が厳しくなっても努力をされているという状況については差別の対象にしないというようなことを十分検討していただきたいということを最後に申し上げておきたいと思います。

それでは、続きまして2点目の質問に移らせていただきます。2点目に書かせていただきましたこれも、最近、色々な地域で問題になっているのではないかという状況がありまして、一度町の考え方もお尋ねをしたいなというふうに思いました。特に、私も議員にならしていただいてから、色々な自治会の皆さんや、またこの間に小地域福祉会を立ち上げまして、色々な地域で、民生委員さんを中心にボランティアの方たち、色々な活動をしていただいています。そんな中で、あっ、いいことだなあ、斑鳩町では思いやりがあってみんなが助け合ってやっているんだなあということを、すごくそういった活動

を通じて、これからの高齢化社会を支えていくに当たって大切な活動だなというふうに認識を持ちながら見させていただいてきました。

ところが、反対に、こういう活動を力を入れて頑張っておられる地域であっても、なかなか活動拠点の確保がされていないという状況があったり、そしてまたそういう活動拠点を何とかしたいなと思っても、最近では自治会活動そのものがなかなかうまくいかない、自治会から脱退をされる方たちがふえてきていると。ですから、先般、街灯問題、まちの街灯の問題もありました。街灯も自治会管理とかいうふうに言われてますけれども、そういった問題でも自治会を抜かれて色々問題が出てきてる。また、川の掃除や何やとそれぞれの地域でも色んな問題が出てきてるという、自治会運営そのものも大変な状況になってきてる中で、この辺のギャップとあわせて、これからさらに高齢化社会になっていく中で、こういう地域のコミュニティというものの重要性というのは、ほんとに役場も、私議員にならしてもうたときから見ましたら、職員の数もどんどん減ってきてます、財政問題の中でね。どんどん減ってきてる。少ない職員で最大の効果を上げていこうと。そして、高齢化社会に向けては小地域福祉会などもつくって地域での助け合い、地域のコミュニティというものを強化して行って頑張っていたらこうというような流れがありました。

そして、最初に、平成8年、9年ごろだったかなあと思うんですけども、今あります消防コミュニティセンターなどもつくられ、その前後に地域交流館構想というものもあったんです。そういうことによって色々な活動を活発にしていっていただくというような町の考え方が以前あったようにも思うんですけども、その問題もこのところずっと、凍結するといつてからしばらくたっているわけなんですけども、それらも含めまして、町はそういった活発な活動をしている地域の活動拠点となるような施設についてどのようにお考えになれるのだろうかということ、この際ですので一度聞いておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 質問者もおっしゃるように、自治会や小地域福祉会などの活発なコミュニティ活動は、安全で安心して暮らせるまちづくりには欠かせないものであるというふうに考えております。近い将来、高齢化率が30%を超えることが想定されておる中におきましても、また地域の子育て支援を充実させていく必要があることから、地域のコミュニティが果たす役割はますます必要不可欠になってくるというふうに

考えておりました、その拠点となります施設の役割は大変重要であるというふうに認識をしております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 一定の町の認識、お尋ねしました。ほんとにね、私たちも、小地域福祉会なども高齢者のことでスタートをしてきましたけれども、今後、障害者の問題についても考えていかんとあかんということで、私も福祉員として活動する中でそういう問題提起もさせていただいて、障害者の皆さんの緊急のときの連絡をどうしていくんかとか、高齢者の方々昼間一人、同居されている家族がおられても昼間は一人やというようなお年寄りであったり、今、まさに総務部長の答弁にもありました子育て支援という意味でも、色々な子育ての問題も多種多様化してきております。地域で色々な問題に取り組んでいくという意欲を持っておられ活動をされている状況があるというご認識、しっかり町の方も持っていただいていただきまして、こういうような活動拠点というものの考え方、以前にありました地域交流館などの構想もございましたが、そういう問題についても、今後また取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。公民館を利用したらというような、その当時そんな話もありましたが、施設としては目的が異なると、公民館というのは目的が異なるというようなご答弁もされておられました。ほんとに諸活動、色々なことに使えるという、そういう施設というのは非常に重要なことというふうに思っておりますので、つけ加えさせていただいております。

それでは、3番目に移らせていただきたいと思います。3番目に書かせていただきましたのは、要保護、準要保護についてということなんです。今回、これを挙げさせていただきましてのは、色々な情報を見させていただく中で、要保護児童生徒の就学援助費にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が教育扶助の対象になったというふうになっておるんです。そして、2010年度の予算から新規に予算化をされているという状況がございます。

これを見る中で、私思いましたのは、要保護ということになってるんですが、以前から要保護、準要保護、同じように色々な教育扶助を斑鳩町でもやっていただけてきました。それには、準要保護にも国庫補助がついておりました、以前。けれども、今は、準要保護も国庫補助ではなくて一般財源化をされたという状況があります。一般財源化をされてしまった準要保護というものがどうなってるのだろう。国庫補助のときでも、私当時調べまして、もうかなり前ですけどね、斑鳩町に必要な金額の2分の1を国庫補助、

予算の範囲内です。この「予算の範囲内」という言葉がついてたんでね、当時調べたら、3分の1ぐらいしか国庫補助がなかったんですね、私調べた時点でも。それで、3分の2を町が持たんならんと、厳しいなあと。こういう問題については、もうちょっと頑張って考えてもらわなあかんのじゃないかと。

今回、政権が変わって子ども手当とか、そら国民の皆さんが喜ばれる、直接もらうのは喜んでおられるから、私たちはあえて反対は、この点については反対はしておりませんが、でもこういうふうな形で子どもたちの中での貧困をなくしていくためにこういう対象を拡大しようというのであれば、準要保護に対してお金を使っている市町村が一般財源化されてどういうふうになってきているかという問題もありますのでね、国庫補助のときでも厳しいのに一般財源化になったらどうなんやろうと思う中で、さらに今度要保護の支給拡大と。そうやってきたら、準要保護は、これまで同じようにやってきたけど、そんなん出来るんやろかという、ストレートに私すぐそれをちょっと思っていましたので、どこかの機会で聞かんといけません、私も委員会も違いますので、聞く機会もなかったもので、今回、一般質問で尋ねさせていただくことにいたしました。

この支給拡大に伴う影響、現状ですね、要保護、準要保護という状況の中で、今後の財政の状況も含めて、これどういうふうに町はお考えになっているのかなということについてお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、質問者からおっしゃっていただいておりますように、クラブ活動費とか生徒会費、PTA会費の参入につきましては、今年から実施されるということでございます。この要保護につきましては、こうしたものについては、既に教育扶助の中に含まれておまして、今回の改正で特別変更を伴うというようなものではございません。

一方、準要保護でございますが、これは町が実施するわけでございますが、当町の準要保護の基準につきましては、町民税の非課税、あるいは所得が生活保護基準の1.3倍までの場合などを対象としております。

今回の改正に伴います援助費用の追加につきましては、国の改正通知が5月下旬に届いたばかりでございます、今後検討を要するものであるというふうに考えております。ただ、これらは要綱の改正とあわせまして予算の増額というものもございまして、そうしたことも、今、議員がおっしゃったように、財政的な問題もございまして、今後

の実施につきましては、今年実施するということは大変難しいかなというふうに思っています。これは、近隣の市町村の状況も見ながら、次年度に向かって検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私、ちょっと厚生労働省の方のホームページの方で、就学援助制度の一般財源化で、地域ではこの準要保護などの影響がどう推移してきたかという分析をされた研究書がありまして、それが文科省の方の、これでデータをとっていただいたんですけども、ただここで言われている、傾向ですよ、あくまでも傾向なんですけれども、経済分析をしたら、就学援助制度の一般財源化は市町村の就学援助給付を引き下げた可能性がある、この間の動きを見る中でね、引き下げた可能性が高いというふうなことも言われてます。

それで、それと共に、今、教育長が図らずも言うていただきました、近隣の動向を踏まえてということを書いていただいたんですが、これによって、財政状況、財政規模の違う各市町村での運用の格差、全国的に見てね、そういうものが生じてきているのではないかというような問題指摘されてるわけなんです。

ですから、これは、私そういうことについては、最初に言いましたけども、子ども手当もありがたいですけどもね、やはりこういうふうに子どもたちの貧困をなくそうと思うのであれば、こういうところにきちっと予算を国にもつぎ込んでもらわなあかん、そしてそのことは、県も市町村もきちっとやっぱり国へ声を上げていっていただくということが非常に大切だろうと思います。こんなことで地域の格差が出来て、そして財政規模によって運用が縮小される、支給対象拡大しますと言うてのに支給対象が縮小されてしまうというようなことがあってはならないというふうに思いますし、一貫して私色んなことで申し上げる中で言っていると思いますが、子どもたちの貧困、こういうものをやっぱり、これが現出してきてはならない、あらわれてはならないというふうに思っております。

ですから、これらについても、やはり県へも声を上げ、そして国へも声を上げ、こういうものにこそきちっと予算をつけていっていただくということが大切であるというふうに思いますけれども、教育長もおっしゃいました5月の下旬にまだ通知が来たばかりだということです。それすらも、ええっと私はちょっと驚いてるんですね。実は、もう今年1月に都道府県とか政令指定都市の関係者の課長の会議の中で、こういう方向で行

きますよということを説明されてるんですよ。1月29日やったかな、そういう会議が開かれたというのを読みました。そして、そのことが1月の末には、皆さんにそういう会議の中で通知されてんのね、そやけど結局市町村にそれらのことがおりてくるのが5月の、県から通知来たんは5月の21日ですね。ですから、そういうことすらもね、私は、何か地方分権やの地方主権やのと言いながら、何か違うんちがうかな、おかしいんちがうかなとずっと思っております。

ですから、そのことも含めまして、今後やはり県へも働きかけて、そして国へもきちっと働きかけていただきたいというふうに思いますが、再度その辺の今後のあり方について教育長のお考え、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この助成につきましては、以前からも、補助率からいいますと非常に少ないということで、基準どおり出すようにということで、県を通して国の方に要望を常に行っております。しかし、最近、数年前から交付税算入というふうに変更されましたので、その細分についてはなかなか把握出来ないというのが現状でございます。

斑鳩町としても、やっぱりこういったものについては十分配慮いたしまして、今年度こうした準要保護に対します予算約2,000万円ほど組ませていただいております。それにプラス今回の改正で相当額をまた増額しなければならないというような状況でございます。そうしたことから、本年度は、大変申しわけないんですが見送らせていただいて、次年度からそうしたものについて検討を加えていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ほんとにね、これ、やっぱり今までどおりやっていこうと思いましたら、PTA会費、小学校で3,040円、中学校3,960円、生徒会費は、小学校で4,350円、中学校で4,940円、これ数千円です。でも、これ1人年間でこれぐらいの積算単価が出されてますけれども、これがクラブ活動費、新規の枠に入りましたクラブ活動費が入ってきますと、小学校の場合は2,550円ですけども、中学校になりましたら2万6,500円なんですよね。こんなん、数百人いてますけれども、200人前後は大抵斑鳩町もこの間の人数の推移見ましてもありますしね、この金額はかなりの金額というふうに私思います。これはなかなか財政状況から見ても難しいと思いますのでね、ぜひともね、ばらまいて、何というんですかね、みんなが同じよう

に、意外とそれは何か公平なようで、けれどもそもそも要保護、準要保護というのとはどういうことなんか、義務教育を受ける中でどの子ども同じようにその教育が受けれるようにという、ほんとに子どもにとって重要な、義務教育にとって重要な公平、公正なものであると私は考えておりますのでね、やっぱりこのことをきちっと充実をさせていただくということは大変重要であります。

クラブ活動につきましても、私、県と言い合いをしたことがあります。高校、大学などといって母子家庭に資金を援助していただく関係があります。その所管は福祉課になります。県の方の融資を受ける問題です。そのときに、クラブ活動費まで見てくれないんですよね。クラブ頑張らしてやりたい。そんなん何かいかにも余分なことをやっているみたいだね。じゃあ、家が貧しい子は、クラブ活動頑張ったらあかんのか、それが好きで、それが得意で、それ頑張ったらあかんのかという話を私も直接県へ文句を言いに行った経験がございます、はっきり言うて。

ですから、そういうことを含めまして、今回、これ義務教育中ですし、特にクラブ活動というのは、家庭の状況がどうあれ、やはりやりたい、これが好きだ、頑張りたいと思う気持ちについて、やっぱり子どもたち助けてやってほしいなというのが私の強い思いでございます。

ですから、これを何とかするためには、町だけで持てるような金額でもないような気がします。単価も高いですし。ですから、今後の教育長並びにやはり町長の手腕も私は期待をしておきたいというふうに思います。そして、今後のこれらの動向について、町がどのような方針を出してこられるかというのをまた見ていきたいと思っておりますので、十分検討をしていただけることをお願いしておきます。

それでは、続きまして4番目の質問に移らせていただきたいと思います。この安心子ども基金の活用状況についてということで、これにつきましてもね、非常にややこしいなあといつも思いながら、子育て支援も保育所も一般財源化されたり色々してきて、もう制度色々変わって、担当の職員さんもほんとに大変だろうと思ってますが、私たち議員も、勉強するのにほんとに大変なんです、色々変わるのね。

そんな中で、でもやはりこの安心子ども基金についても、私はこの間ずっと注目をしながら、これは県に積み上げられている基金ですが、県が各市町村からの申請により、申し出により運用をしていただくといい基金というふうに認識をしております。

こんな中であって、前年度もさらに第2次補正予算でこの安心子ども基金に200億

円を積み増しして、総額として去年も2,700億円を積んだというような状況があります。安心子ども基金、県で基金積み立てて、それで町から言うて出してもろうてみたいなどころがあるんで、よくあんまり私たち見えてこない状況があるんですが、こんなふうに積み増しもされている中で、斑鳩町はこの安心子ども基金をどんなふうに活用しているんだろうか、積極的な活用というのを考えてるんだろうかということが、以前から私の中でずっと持っていた疑問がございましたので、今回一般質問で取り上げさせていただきます。まず、活用状況について、そして積極的な運用というものについてどのようにお考えになっているのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 安心子ども基金のお尋ねでございます。県が設置をしております安心子ども基金特別対策事業につきましては、平成21年度から平成22年度までの2カ年事業でございます。保育所等緊急整備事業、保育の質の向上のための研修事業、一人親家庭等への支援の拡充事業などのメニューがあり、平成21年度におきましては、当町では保育の質の向上のための研修事業としまして、各種研修会への参加に係る費用につきましてその基金を活用したところであります。

また、今後の活用ということで、平成22年度の基金の活用につきましては、国においてもよりこの基金の活用を推進するために、地域子育て創生事業のメニューも新設されましたので、今後各課とも協議しながら、活用出来る事業がないかを検討し、活用出来る場合には、その基金の補助を受けられるよう積極的に県に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今回改めてこういうことも聞かせていただく中には、以前から、国は病児・病後児保育なんかについても予算をふやしてきたと。私も、町に対してその考え方を色々これまでに聞いてきた。割合消極的やったんですね、町もそういう問題について。保育行政としてのとらえ方、町長もすごいその点については、非常に以前より、保育行政という考え方については、すばらしいご認識持っていただいていると私は評価をしてきてるんですけどもね、ただそういうちょっとオプション的に色々考えていくときに、ひとつ、これまでずっと積極的だったのに、ここにきてちょっと消極的だなという印象を受けたというところから、この安心子ども基金なるものが出来て、斑鳩町としてはどうなんだろうなあ、これ、積極的に活用してんのかなあというのをちょ

っと思ったんで、今回挙げさせていただきました。

やっぱり、保育、特に保育の問題、子育て支援の問題については、今まさに斑鳩町は県内でもトップを走っていると私は思っております。ですから、今後も、この評価に甘んじず、斑鳩町がどんどんやはりトップを走って行っていただき、奈良県でのいい意味でのお手本になっていただけるような取り組みをぜひとも進めていただきたいと思います。若い子育て世代の皆さんとお話をすると、近隣のお母さん方から、斑鳩町はいいなあ、斑鳩町はよく考えてはるなあという評価をいただいているということも含めまして私は評価はしております。そして、各それぞれの担当もよくほんとに頑張っているというふうに思っておりますけれども、そこをさらにまた一步踏み込んで頑張っているというだけのこと、さらに町民の皆さんの評価になり、町への信頼となり、若い世代の人たちがたくさんそういう評判を聞く中で、また住みたいまちというふうになってくるのではないかという期待をしておりますので、ぜひご検討をいただきたいと思います。

そして、②つ目ですが、この安心子ども基金を挙げさせたもう一つの理由がございます。それは、先ほどから申し上げております子ども手当の問題です。児童福祉施設などに入所している子どもさんの条件によってはこの子ども手当を安心子ども基金から支給するという、この制度の中でこういうことが言われております。私は、どういう状況だとこうなるんだろうかと思いつつも、斑鳩町にはその児童福祉施設があることから、この点については、町はどのように把握をしどういうふうな状況になっているかということはある程度はつかんできておられるのかなあと思いましたが、今回一般質問に入れさせていただきました。町内にある児童福祉施設については、この活用はどうなっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 児童福祉施設に入所している子ども等で父母がいないなどの理由で子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援につきましては、平成22年度におきまして、この安心子ども基金を活用して特別の支援を行うことが出来ることとなりました。

その支援といたしましては、子ども手当の額と同様月額1万3,000円の支援費がその入所している施設に対して支給をされるものでありますけれども、児童福祉施設に入所している子どもが支給対象とならない子どもであるかを判断するためには、まず子どもの父母等の住所地での子ども手当の支給状況を確認出来なければ支援が出来ないこと

から、実施主体であります奈良県におきましては、市町村での支給状況を確認後申請の受け付けとなる予定で作業を進めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 児童福祉施設そのものは斑鳩町は抱えておりますが、そこにいる子どもたちの親がどこに住んでいるかというのは、きっとばらばらだと思います。親御さんが色んなところにお住まいになっている。そしてまた、この子ども手当の支給につきましても、支給される日が斑鳩町を含む県下でも日にちばらばらなんですね、結構ね。奈良県内でもこの支給される日がばらばらやと。全国で見たら余計です、ニュースで1日からもう支給してはるところもありましたけどね。だから、なかなか6月中にはこれは決着がつかない話なのかなというふうには思っているところなんですけど、ただ7月以降、どういう状況になって奈良県のこの安心子ども基金できちっと、斑鳩町にある児童福祉施設の子どもさんなんかはどういうふうになったかという、追跡調査というのか、そういうものはきちっと担当としては一応把握はしといていただきたいなということをお願いをしておきます。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。人事評価制度について挙げさせていただきました。私は、この制度を導入するときずっと反対の立場で、ほんとに公平な公正な判断というものが人間同士で出来るのだろうかというような疑問もあり、そしてまたその制度で評価をした結果をどのように用いていくのかということの心配もありましたので、私はずっと反対をし続けてきた経過がございますが、でも昨年も試行的とはいえどもこの人事評価制度の運用は始まっているというふうに思っておりますので、この人事評価制度、やり出して、そして評価を出したその評価がその後どんなふうになっているのか、そして町はこの制度を導入するのに目的、なぜこの制度を試行するのかという目的をおっしゃっておられました、その目的がきちっと試行してくる中で果たされてきているのか。その点については、分析、町はどのようにされているのかというのを、私らは人事についてはそんなこと出来ませんのでね、全くそういう力の及ばないところですので、やっぱりこれは町の問題ですので。ですけれども、職員の皆さんの働く意欲であったり働く能力であったり、色んな問題は町民と深くかかわる問題ですので、この際お尋ねをきちっとしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 質問者も、今、おっしゃっておられますように、人事考課制

度につきましては、昨年度、平成21年度から、試行的にはございますが実施をしているところでございます。

この制度につきましては、まずは本人による自分自身に対する考課に始まりまして、その後所属長、課長等によります、所属長による面談を行った上での考課を行いますが、このことによりまして、職員自身の行動や業務の改善に関しまして「気づき」を与えたり、お互いに業務を遂行する上での共通認識を持つことが出来るなど、職員の資質向上、また組織全体のレベルアップを図ることを目的の一つとしているものでございます。また、現在まだそこまで使っておりませんが、考課結果につきましては、適材適所に人員を配置するなどの人事異動のデータとしても将来的には利用出来るというふうに考えております。

今回のご質問の目的については以上でございますけれども、その効果があったのかというご質問でございますが、この制度につきましては、原則といたしまして部長以下のすべての正規職員を対象としておりまして、21年度の対象職員は190人でございます。育児休業等で考課の対象にならなかった職員は11人ございます。また、今回の人事考課につきましては、22年1月に本人考課及び事前面談、2月には第1次及び2次考課、3月に調整を行った上でその結果につきまして各所属長を通じて、本人との面談を通じまして結果を本人に通知をしたところでございます。

この結果でございますが、本人が自分自身に行った本人考課と最終考課が同じである職員、または概ね同じであるという職員が全体の8割を占めております。本人の考えている自分自身の評価と最終の考課の結果が、8割が同様であったということでございます。このことから、考課者と被考課者がそれぞれの一定の理解のもとでこの人事考課が実施出来たのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうなんですね、8割ぐらいは、大体本人考課と最終考課が合っているというようなことですが、ただ2割についてはどうなんだろうかというちょっと不安も残すところなんですが、今、部長の答弁の中で、今後人事異動にもまたこの制度を乗せていくんだというようなことをおっしゃっておられましたが、私はもう既にどうも今回の人事異動なんかには、もう既にそれ使っているんじゃないかなというふうに見受けられるような状況も、私自身はですよ、感じてたんです。1年しかたっていない

のにすぐ動かされる職員さんであったり、思いもよらないところに異動があったりとか、そういう印象は私自身は受けました。それは私の印象だけですけどね。

ただ、あとですね、②番目にも書かせていただいたんですけども、今後もこの評価に片寄りがいいのかどうかということの検証をやっていっていただきたいなど、きちっとね。

それと、私、今の現状から考えますと、異動の後急に職員が退職をした、去年に引き続きましてこの人事異動が原因ではないのかなと思うような、去年もありました、急な退職。今年もまた急な退職出ました。そしてさらには、長期休暇の申し出というのが、去年も出ておりましたけど今年、同一課内でお2人も出るというようなちょっとしんどい状況が出てきているというようなことから、やはり大分前から、ずっと前から私このメンタルヘルスの点については申し上げてきた。斑鳩町の衛生管理委員会てどんななってますかと色々な方面から色々質問してきたこともあるんですけどもね、これ人を評価するというたら、する方もプレッシャーあると思いますし、される方もプレッシャーあると思います。

先般、予算決算常任委員会の中で、ここにいてる管理者の皆さんは、やはりそういう評価するだけの問題ではなく、下の職員がスムーズに仕事出来るように、そういう環境をつくっていく立場にもあるということ常任委員会的时候にも申し上げました。皆さんにも頑張っていたきたいということも申し上げましたけれども、この点について、なかなかそういう少ない職員の中で、1人が持つ業務がふえている中でこういう状況が起こってくるということについて、非常に私は心配をしております。

ですから、このメンタルヘルスなどについて、特に職員のメンタルな部分でのフォローというものについて、何か方策があるのかどうか、今後また何か考えておられるのか、この辺お尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） メンタルヘルス、メンタル面でのフォローのご質問でございますが、その前に、今回の異動が人事考課の影響があったのではないかということらしきことをおっしゃっていただきましたので、決して私どもといたしましては、この人事考課につきましては、先ほども申しましたように試行的にやっておりますして、またその考課の本人面談におきまして、日ごろの行動はお互いにつけておるわけでございますして、その行動の何点かを挙げて、この表はこうなるねん、この評価についてはこうなるねんとい

うお互いの理解のもとに考課を行っている状況でございますので、それがすなわち即プレッシャーにつながるといったものではないのではないかとこのように考えております。

メンタル面のフォローでございます。現在のところ、当町におきましては、ご存じのように、講師をお招きしてのメンタルヘルス研修、または保健センターの職員による健康相談の実施、また産業医への相談を実施しております。また、管理監督する立場にある職員におきましては、職員の業務内容や業務量を常々把握し、1人の職員に過度の負担とならないよう適切な管理を行っているところであります。

そして、先ほどもちょっとふれましたが、この人事考課制度につきましては、日常の行動観察や面談におきまして職員等のコミュニケーションをとることが出来るため、職員の変化を早めに察知することが出来るというふうに考えてございます。

また、これは職員が加入しております奈良県市町村職員共済組合がございしますが、これが実施しておりますメンタルヘルス相談につきましては、組合員及びその家族を対象に「ハートランドしぎさん」におきまして、臨床心理士による無料でのメンタルヘルス相談を受けることが出来ます。これにつきましては、直接職員なり家族がその施設に連絡をとってプライバシーは完全に守られるといった状況でございますので、そういったことの事業をやっているということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） スクールカウンセラーなんかでも、生徒さんやその保護者以外に先生方がすごく相談をされるというケースが多いんですね。ですから、職員の皆さんも色々な相談、町民さんから受けておられる。受けたそういう色々な問題にぶち当たったときに、そういう臨床心理士の先生というのは、さすがにプロですので、こういう先生方に相談するというのはすごくいいことですので、それらを活用する、もっと活用するというので、職員の皆さんたちにもその内容についてきちっとお知らせをして広めていただきたいということで、そういう利用を進めていっていただきたいということをお願いして、時間がまいりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、斑鳩バイパスについてです。この斑鳩バイパス（パークウェイ）につ

いては、この間整備に向けて工事がされてきましたが、根強い反対の声もあり、既に40年以上の年月がたっています。これまでも色々な議員がそれぞれの立場で一般質問をされてきているかと思いますが、長い年月がかかっていることもあり、当初計画があったころと状況もかなり変わってきており、こうした刻々と変化する情勢や人口やまた交通量なども減少してきており、こうした変化についてはきちんと計画に反映させ、今後の取り組みについて考えていくべきではないかと思っています。

では、まず①つ目の質問ですが、2010年度の国の予算についてと書かせていただきました。この斑鳩バイパス（パークウェイ）については、国の直轄道路ということで、これまで国が予算をつけ整備工事を進めてきました。しかし、昨年8月に政権が変わり、その後、昨年末に政府は、国の直轄道路を凍結するとして全国的に道路の凍結候補を挙げ、奈良県下でも幾つかの道路が凍結候補に挙がっていました。その中に斑鳩バイパスが含まれておりましたが、その後の状況はどうなったのか、今年度斑鳩バイパスはどういった理由で幾らの予算がついたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました本年度の国の直轄のいかるがパークウェイの予算についてということでございます。

この予算につきましては、国道事務所の方から、今年度につきましては1,000万の予算が確保されているというふうに聞いております。

県内の直轄道路の予算配分におきましては、いかるがパークウェイがどのような位置づけで、事業の優先度によってはどのように配分されたかというところでございますけれども、予算の配分に当たりましては、事業効果の早期発現を図る観点から、開通時期が近いもの、そして事業年数が短いものを優先して配分されたというふうに聞いております。

このような状況ではあります。奈良国道事務所といたしましては、いかるがパークウェイの必要性や事業の進捗状況を十分に把握をしていただいております。今年度におけます補正予算の機会にも予算確保に努めていただく、また平成23年度、来年度でございますが、予算要求につきましても既に推進予算を要求されているというふうに聞いております。

町といたしましても、こうした奈良国道事務所の予算要求にこたえるべく、積極的な要望活動を行いつつ、地元の関係者の方々との協議を進めながら予算確保に向けた環境

づくりを進め、出来るだけ事業促進のために予算確保をいただけるように努力してまいりたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、優先順位として事業年数の短いものから予算をつけたという国の説明があったというふうに答弁いただきました。そうしたことから、今後について、また後ほどの質問の中で出てきますけども、やはり長くかかっている方で、私は進捗していくに当たっては、非常にこのまま進めていくのがいいのかどうか、疑問を感じています。

そうしたところ、②点目の質問なんですけども、斑鳩バイパスの整備目的と現状についてということで書かせていただきましたが、斑鳩バイパスという名前にも示されているかと思いますが、もともとこの道路というのは、どういった目的で計画されたのか。そして、この目的に照らして見たときに、現在、国や町はこの道路をどのように位置づけておられ、またどのように認識をされているのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、昭和42年に都市計画審議会の中で郡山斑鳩王寺線という位置づけをされて、都市計画道路として位置づけされた。そういう中で、47年に、奈良国道事務所、あるいは県の幹線対策室長が、交通安全対策上25号線では、この現状では歩道も出来ない。そういう中で、この郡山斑鳩王寺線を斑鳩バイパスという名前をつけてやっていこうということが起こってきたわけですから、そういう経緯があるわけでございます。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今、町長の方からご答弁いただきましたような経緯でございますけれども、当然のことながらこのいかるがパークウェイにつきましては、整備の目的ということで、まず3点ございますが、まず1点目、国道25号の渋滞緩和、今先ほど町長答弁ございましたが、それと交通安全の向上を図るということ。また、2つ目といたしまして、国道25号として物流、経済、生活道路としての機能を確保するという。3つ目といたしまして、斑鳩町内におけます都市基盤の整備を図るということでございますけれども、近年ではこれらに加えて、特に大地震発生の切迫性が指摘されてございます。そのような災害時の避難路、あるいは緊急輸送路としての重要性

も特に高まっているというふうなところが目的となっているのかと考えております。

また、具体的な整備目的に掲げます、今、申しましたこの事業の効果ということでは、ちょっと一言申し上げたいと思いますが、国道25号の一日当たりの交通量につきましては、平成17年度の道路交通センサスでは、約2万8,000台という状況でございます。国道25号は慢性的に渋滞している状況でございます。こうしたことから、渋滞を避けた車が生活道路である町道に流れ込みまして、交通安全上の問題となっております。いかるがパークウェイが完成することによりまして、国道25号の交通量が減少すると想定出来ますことから、国道25号沿道を含めて身近な生活道路の交通安全の向上を図ることが出来ます。

また、25号の渋滞緩和によりまして定時性を確保出来るということになります。言いかえますと、一定の所要時間をもって移動が出来るということでございますから、広域幹線でございます国道25号の慢性的な渋滞も解消されますと、特に懸念されております東西交通がスムーズとなりまして、地域振興や地域間交流の活性化、さらには広域観光ルートの形成等によりまして地域経済の発展にも寄与することが期待されます。特に本町においては、観光振興という視点から、国道25号の慢性的な渋滞は、車やバスで観光に来られた方々の円滑な移動を阻害している要因ともなっておりまして、一人でも多く観光客を斑鳩のこの地に誘致をし観光振興を図るためにも、いかるがパークウェイ整備によりまして国道25号の渋滞を解消し、走行速度の向上、定時性の確保をすることも重要な整備目的の一つとなっております。

また、国道25号の渋滞が緩和されることで走行速度も向上いたしまして、自動車の排気ガスによりまして大気汚染の削減にも寄与し、深刻化しております環境問題にも対処することにもつながります。

また、いかるがパークウェイは、都市計画道路として当町のまちづくりを進める上での骨格となる道路計画であるということはいかるとも言えると思います。いかるがパークウェイの整備によりまして、広域幹線でございます国道25号の渋滞が解消すると共に、町内域の国道、県道、その他都市計画道路、あるいは身近な生活道路でございます町道等が、それぞれその目的に応じた役割分担を果たせるよう機能強化をすることが可能となり、将来に向けて本町におけます都市基盤を担保することが出来ます。そうしたことから、斑鳩町では、まちづくりの骨格となるいかるがパークウェイの早期完成に向けて努力しているところでございます。

最後に、現在の町内の広域的な幹線道路として機能しておりますのは、唯一国道25号だけでございます。昨今、先ほど申しました特に大規模な地震の発生も指摘されておりました、こうした自然災害発生時には、国道25号は緊急輸送路として、また防災空間として避難路や防火帯にもなるなど、災害時に様々な役割を担うことになるわけでございます。いかるがパークウェイが整備されますと、さらにその機能向上にもつながりまして、災害に備えた安全で安心して暮らせるまちづくりにも寄与するものと考えております。

以上、整備の目的とその事業効果の説明とさせていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、目的について、当初、渋滞解消ということや安全対策ということで進められてきましたが、今、部長のお話を聞きますと、観光面や地震の時の対応ということも加わった目的が今の時点での位置づけであるというふうにお答えいただいたと思うんですけども、もともとの目的ですね、渋滞解消になるということで整備をされてこられていると思いますが、この点については、本当に渋滞解消になるのかというのは以前から議論のあったところですが、実際に2万8,000台の交通量があるというふうには部長おっしゃいましたけども、それはいつの時点での交通量で、この間の交通量の推移というのはどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました、まず25号の2万8,000台の現在の交通量ということでございますが、一番直近では、平成17年度に行われました全国道路交通センサス、交通量調査でございます。この結果が2万8,000台と。

もう1点、経過でございますけれども、直近では、平成2年、6年、11年、17年というふうな経過がございますが、平成2年、6年には、概ね2万5,500台程度でございます。それから、平成11年につきましては、もうその時点で2万8,000台近くになってございます。17年度につきましては、ほぼ横ばいの2万8,000台というふうな状況でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 平成2年から台数がふえてきて11年には2万8,000台になったということですが、この間の斑鳩町の人口については増減はどのようになってき

たか、わかる範囲で結構ですけども。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 申しわけございません、細かい数字は現在持ってございませんが、平成19年までは一定の人口が増加をしてきて、そこからほぼ横ばいに近いという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、これまではそうして台数もふえてきたということですが、今後の見通しですね、今後人口的にも減っていくことが予測されていますが、この交通量について、将来予測はどのように見ておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました将来の予測というところでございますけれども、これも国の方から今現在聞いております状況でございますが、国道25号の将来交通量ということにつきましては、平成11年度の交通量、道路センサスですね、これをベースとしたもので推計をされてございます。平成42年度の将来交通量として推計されておりますのが、1万900台ということで国の方から聞いているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 将来的に、平成42年の時点で1万900台と。2万8,000と言うてはった交通量が大分減っていく中で、果たして今の形で斑鳩バイパス（パークウェイ）については、整備をこのまま進めていくことが果たして適当なのかどうか。ここについては、やはり交通量、人口等の変化によって、その実態をきちんと計画に反映をしていくべきではないか。

また、近隣では、平成25年完成目標で安堵町にスマートインターチェンジが出来るということもお聞きをしています。そして、その際に、県の方の説明では、25号線の交通量にも影響があるというふうに話をされていましたが、今、そのことも含めて平成42年の交通量の推移を出していただいているのか。これは、今、斑鳩町ちょうど都市計画マスタープランや総合計画について見直しをしている時期であると思いますが、その計画の反映についてどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） まず、先ほど説明をさせていただきました将来交通で1

万900台でございますけれども、これは平成42年でございますので、いかるがパークウェイが全線開通をしているというところ辺が条件ということになってございます。

また、今、ご質問いただきました西名阪のスマートインターチェンジでございますけれども、このインターチェンジの状況につきましても、平成42年での推定ということでございますので、一定の考慮をされている状況ということでございますけれども、このインターチェンジが出来ますことで、若干、1,600台程度は影響があるというふうには推定をされているというふうに伺っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、幾つかの点で聞かせていただきましたけれども、あと、環境の面から、景観の面から考えまして、今、竜田川の岩瀬橋のところに大きな橋脚が出来ています。あそこは、近隣の住民さんや、また観光客の方からも、これまで竜田川から三室山の桜、そして竜田川のもみじが見えるといった景観が台無しになってしまうというそんな声が聞かれます。私もやはり斑鳩町の景観を守るという観点からも、この斑鳩バイパス（パークウェイ）の整備について、やはり斑鳩町の景観を守るという視点で考えていくべきではないかと、その点についてはどのように考えておられますか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました岩瀬橋にかかります橋梁によって三室山、竜田川周辺の景観が損なわれるのじゃないかと、台無しになるのではないかとといったところでございますが、この件につきましても、完成をいたします岩瀬橋を写真に組み込みまして、どういう形で見えるかというところ辺を、視点を幾つか変えながら検討を重ねられております。この検討結果につきましても、いかるがパークウェイ推進協議会の方でもご覧いただきながらご審議いただいて、一定のご理解をいただいている状況でございます。また、この景観につきましても、今、岩瀬橋の工事現場のところに、どういった形で見えるかということの写真等も掲載をさせていただきながら、皆さん方のご理解を賜りますように努めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 見る角度によっては見えないことはないですよというふうにとらえられないこともないなというふうにお聞きをしたんですけども、そうした色々な条件を見る中で、さらに、今、25号線についても、当初歩道が整備出来ないという状況から、このパークウェイ計画、斑鳩バイパスの計画も始まったと先ほど町長おっしゃっ

ておられました。このように交通量、車の台数なんかも減っていく見込みがあるという点と、さらに景観を守るという点、そしてやはり何よりも地元の住民、自治会に合意が得られてないと。そして、国の方が、今、全国的に道路の予算を削ってきている。そんな中で、この先の見込みがなかなか立たない、こうした現状もあると思います。

そうしたことから、やはり私は斑鳩バイパス（パークウェイ）については、先ほども申しましたが、実態をきちんと反映して計画の見直しをしていくべきだというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいま質問者の方がおっしゃっていただきました地元の合意が得られていないというところ辺は、以前から問われていた問題かとは思いますが。近年、色々周辺道路の状況も、非常に交通安全上の手法が目立ってきているというところもございまして、一定の広範囲の自治会、あるいは近隣の方々につきましても、一定のご理解をいただきながら事業に取り組むと、一緒になって取り組むというふうなところも出てきてございます。

また、このいかるがパークウェイにつきましても、先ほども答弁をさせていただきましたように、色々な目的がございまして、当然、交通渋滞の緩和、交通安全の向上、また物流経済、生活道路としての機能確保、それから都市基盤の整備といったところも当然でございます。また、災害時、特に大きな問題として災害時の避難路、緊急輸送路ということで、非常に大きな重要な役割を担うという道路になってございます。

そういったことから、この道路整備の必要性はまだ高まっているというふうに考えてございますので、そういった視点から今後とも出来るだけ推進をするように努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 一方は推進をするという立場で、どうしても見解の相違というのは否めないかなというふうには思うんですけども、例えば地震が起こったときの避難経路としても位置づけがされていますけども、25号線から25号線につながるということで、避難をしていくのは結局25号線に抜けていくということやと思うんですけども、果たしてそれが、例えば昭和橋なんか落ちてしまったときに逃げれるのかと、そういった問題もあるかなあと。

で、町内を抜けていく道路ですんで、結局排気ガスの問題がほんとにちゃんと解消さ

れるのかについては、環境面での環境衛生法で改善をされていますので、あの辺で調査をされているかと思います。今回は聞きませんが。そうした面からも、今後、そうした数値についても発表をしていただきたいというふうに思います。

そうして見解の違いがありますので今後も議論をしていきたいと思いますが、この道路整備については、実態をきちんと計画に反映させるというのが1点と、また住民合意を基本として強引な進め方をしないという、そして最後に、私の方は、国の事業でするので、斑鳩の景観を守るためにもやはり国に対して計画の見直しを求めるという町の英断を強く求めまして、この質問については終わっておきたいと思います。

そしたら、2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目は、保育しやすい環境づくりについてということですが、これまで少子化に歯どめがかからないといわれる中、何とか少子化をストップさせよう、また少子化を解消しようと斑鳩町として色々な施策に取り組み頑張っているということは、私も理解しており、近隣市町村の中でも進んだその取り組みについては、高く評価をさせていただきます。

そんな斑鳩町ではありますが、2005年の次世代育成支援行動計画をつくった時点での斑鳩町の合計特殊出生率は1.26と、全国的にも最低水準でした。その後、2008年の合計特殊出生率は1.37と改善をされていますが、依然として低い水準であり、先日いただいた次世代育成支援後期行動計画案でも、斑鳩町にとって少子化問題は深刻な状況であると記されています。また、町内の保護者からも保育環境の改善を求める声があり、少子化の改善も含めより子どもを産み育てやすいまちにしたいという思いから、今回質問に挙げさせていただきました。

では、まず①点目ですが、保育料の軽減についてということですが、現在斑鳩町では、複数子どもを保育園に通わせている家庭に対し保育料の軽減をされています。第2子がいる場合は半額、さらに第3子がいる場合には無料となっているかと思いますが、しかしいずれも同時期に保育園に在園していないと保育料は軽減されません。しかし、例えば上の子と下の子が6歳離れている場合、同時期に保育園に在園することはなく、そのご家庭はどちらも満額の保険料を払わなければならない、年の差がない子どもを持つご家庭に比べると負担が大きくなっているというのが現状です。

実際に、そうしたご家庭の保護者から、こうした現状を改善するために、同時期に保育所に在園していなくても、第2子半額、第3子無料という軽減制度を適用をするべきではないかという声もお聞きをしています。それぞれのご家庭によって事情があり、子

どもが生まれる時期というのは違います。また、ご両親の意思だけではどうしようもない問題でもあります。そうした場合でも、この斑鳩町で子どもを産み育てていってもらおうと思えば、生まれる時期によって各世帯で受けられる制度が違うという状況は改善していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。町はこの問題についてどのように認識しておられるか、お尋ねします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保育料につきましては、児童の年齢とその児童の属する世帯の所得に応じて定められる額を徴収する方式をとっておりまして、町は国の徴収金基準額をもとに軽減率85%を乗じて決定をしています。国においては、階層を7段階に分けており、町は10段階に細分化して保護者の負担の軽減を図っており、保育料を徴収しているところであります。また、昨年度からは、少子化対策の推進を図るために、3人目以降の徴収金を1割から無料に軽減をいたしました。

また、保育料徴収金の算定対象児童として、従前の保育所、幼稚園、認定子ども園のほか特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童デイサービスを利用している就学前の児童の方にも、その範囲を拡大をいたしているところであります。

質問者のおっしゃいます年が離れて生まれた子どもに2人目、3人目の適用が出来ないかというご質問でございますけれども、国においては子ども手当の創設や高校授業料の無料化、また町では中学生までの医療費の無料化、小・中学校の30人学級の実施、またHibワクチンの接種費用の助成、また新生児訪問、各種がん検診の実施、そして新型インフルエンザワクチンの接種費用の助成等の事業を実施してきており、今のところそのような減免措置は考えておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 色んな施策をやっていただいているということは、理解はしています。そして、昨年度も子どもの医療費を中学校卒業まで無料にしたり、またHibワクチンの拡大をしたところですので、財政的にも厳しいというのはよく理解はしていますが、では実際に、今、在園されている保育園児のご家庭の中で、今、私が申し上げた制度を実施するとしたら、費用的には幾らぐらいかかるものなのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 試算でございますけども、たつた保育園、あわ保育園合わせましてそのような、第1子の方がもう卒園をされて、第2子、第3子の方が在園をされているというようなケースの方は、86名算定ではおられるようでございます。その方の保育料を、今、質問者がおっしゃいますような形で算定をいたしますと、1,630万程度の減額になってくると、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 先日ですかね、ある自治体では、第2子を無料にしたというような報道なんかも新聞でされていたかと思います。そのように、今、少子化が激しくなっている中、全国的に、国の方もそうですし自治体もそうですけども、何とかしてやっぱり少子化を解消しようと、色んな施策に予算を使っているという状況であります。

そんな中で、やはり私も、そうした進んだ施策というのをぜひ見習っていくべきではないか、また町内の保護者からそういう声があるのであれば、それにおこたえをして、やはり子どもを産み育てやすいまちづくりを進めていくべきだと考えます。そうしたことについて、今後ぜひ研究し検討していただきたいと思いますが、町単独で難しいのであれば、やはり国や県にしっかりと声を上げてそうした制度、もともと、ですから同時に在園していないと軽減が受けられないというのは、国の制度があるから町としてその基準でされているのかというふうに思いますけども、その点は違いますか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 先ほど、軽減が85%を乗じてというようなことで答弁をさせていただきました。これにつきましても、やはり子ども、児童、子育ての支援という観点の中から、町として出来るだけ子育てをしやすい環境をつくらうということでやってまいりました状況でございます。今後、こういった国の方針の中では100%にしていくという考え方もございますことから、出来る限りは軽減率を85%を維持していきたいと思っておりますけども、将来的にはそういったこともやむを得ないのかなというふうにも考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 国より進んでそうして軽減をされているということについても、今、部長おっしゃいましたけど、よく頑張ってくださいというふうに理解をしております。

さらに、私、今、申し上げましたように、もう一步踏み込んで、国や県に対しても、

斑鳩町としてこういう制度をやりたいんやと、全国的にもやはり広げていくべきやないかということも含めまして、国や県とも相談しながらぜひこの制度を実施をしていただきたいと思いますので、今後検討をしていただきますように要望しておきたいと思ひます。

そうしましたら、その次ですけども、・点目に保育士の配置についてお尋ねをしたいと思ひます。現在、町立の保育所には、正規採用をされている職員さんと臨時で採用されている職員さんがいるかと思ひますが、先日その比率について見せていただきますと、近隣の町村とも比べると、斑鳩町は臨時職員さんの割合は比較的高くなっていたように思ひます。そうしたことから、どのような考え方で保育士を配置されているのか、この際お尋ねをしておきたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保育園での臨時職員の割合でございます。今、手持ちの資料では、正職の割合でございますけども、平成22年度の正保育士と臨時保育士の割合で、正保育士は24人、臨時保育士は25人となっております。比率で申し上げますと48.9%、これは正職員の割合でございます。

近隣のほかの町の公立保育園の割合でございますけども、平群町では44.4%、三郷町では47.3%、また安堵町では73.6%、河合町では42.2%と、正職の割合はそうなっているところであります。

また、この臨時職員の雇用の考え方でございますけども、就労形態の多様化に伴い、保護者の就労を支援するために、早朝保育や長時間保育、延長保育サービス等を斑鳩町は実施しており、さらに国の基準にはない3歳児以上のクラスには複数担任制を導入して保育の充実に努めているところであります。そのための臨時職員の人数が、複数担任で2名、早朝・長時間で4名、延長保育で2名の計8名の臨時職員を雇用しております。その人数を引きますと、正職と臨時職員の割合は58.5%になります。

また、正職員の採用状況でございますけども、平成15年度には2名採用して、それ以来採用をしばらくしておりませんでしたけども、昨年度に2名、今年度に2名を採用いたして、正職と臨職の均衡も図ってまいっておるところであります。今後も、計画的に正職員と臨時職員のバランスを考えながら、充実した保育が出来るような採用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 割合で言うと、臨時職員さんの割合、先ほど58.5%ということでおっしゃいましたが、3歳以上で複数担任制を採用されているということで、より手厚い保育をしていただいているのかなというふうに理解をしますが、もともと臨時職員さんの考え方ですね、以前にも一般職の方でということでお尋ねをしてきましたけども、そもそも臨時職員さんというのは、やはり臨時の対応として採用されるものであるべきかなというふうに思うんですが、一定そうした意味では、育児休暇をとっておられる正職員のかわりに一時的に来ていただいているとありますが、恒常的に臨時職員さんが採用されている状況があると思います。そうしたものについては、やはり、部長、今後バランスを考えていきたいというふうにおっしゃっていただきましたけども、正規の採用をして基本はそういう形で職員さんを補充していく、やはり臨時職員さんについてはあくまで臨時的なものとして考えるべきではないかと思いますが、その点の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 一般的には臨時職員は、今、質問者がおっしゃったような考え方もあるかと思いますが、これにつきましては技術職員でございます。やはり資格を持った者、国家資格を持った者を雇用しておりますので、やはり仕事につきましては、そういう資格を生かした仕事をしてもらうということでもあります。

しかしながら、正職員と臨時職員の差というものにつきましては、やはり考え方としましては、正職員の補佐的な役割もありましょうし、また保護者の対応やトラブルの対応につきましても、やはり正職員の方で主に対処をしているところであり、やはり責任感の持ち方や外交といたしました交渉、保護者との交渉等の違いも出てきているところは否めないと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） もう臨時でいいんだというふうに割り切って来られている方と、そうではなく本来正職として働きたいけどもやむなく臨時で働いている方もいらっしゃるかと思います。斑鳩町は、昨年度と今年度と2名ずつ職員さん採用していただいていますんで、そうした方に不満が出ないように、やはり今後についても正規の方で補充をしていくということは、子どもたちにとってもよいことであると思いますし、保育園にとってもよいことだなというふうに考えます。一定人件費というのがかかってきますけども、やはり子どもたちの保育を充実するという意味では必要な予算、経費であるという

ふうに考えますので、今後そういうことも重視をしながら採用については検討をしていただきたいと思いますようにお願いをしておきたいと思えます。

そうしましたら、③つ目の質問に移らせていただきます。町立保育所の駐車場整備についてということですが、これは昨年の12月議会でも一般質問をさせていただきましたが、現在斑鳩町立で運営されていますたつた、あわの両保育所前は、朝夕の送り迎えの際にずらりと車が並ぶという大変危険な状況です。また、近隣の自治会からも苦情が出ているというふうにお聞きをしています。本来であれば、極力車での送り迎えを控えていただくというのが望ましいかと思うんですが、しかし保育所に子どもさんを預けておられるご家庭というのは、仕事をされている家庭ばかりですんで、出勤のときに子どもを送ってくる、また帰りはその逆ですが、さらにお布団のある日や雨の日など車で来ざるを得ないような状況もあるために、町がそうした保護者への対応や子どもたちの安全、さらには近隣自治会の迷惑にならないようにと、その対策として駐車スペースを確保すべきではないかと考えますが、この点について再度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 昨年の12月議会でも同じ質問を受けております。そのときの答弁とほぼ同じになりますが、保育園の児童の送迎は原則として徒歩、自転車送迎をしていただくことになっておりますが、通勤の都合上やむを得ない場合には、質問者もおっしゃいましたように、車での送迎を認めているところであります。

保護者の皆様には、保育園の指導のもと交通マナーを守っていただき、また近隣の住民の皆様にご迷惑をかけないように車での送迎にはご協力をいただきたいというふうにご考えているところがございますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

また、財政面でも、現在の社会状況下では、ここ数年間は税収が落ち込むということが予想されまして、町の財政状況が非常に厳しくなると予想されますので、買い上げ等のことにつきましては、難しいのではないかとこのように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 財政的な面で難しいというふうにおっしゃいますけども、土地がない場合はその交渉も出来ませんが、土地があるところについては、買い取りをするということで私は交渉出来るというふうに思っています。財源というのは、やはり基金の方で積み立てをされています。これも、基金があるからすべて使ってしまえという

わけではありませんが、必ずしも公営の会計というのは、利益を上げることが目的ではないですので、住民の皆さんからいただいた税金をずっとためておくというよりも、必要などころにはやはり使っていくという考え方で、住民の皆さんに還元をしていくという形で利用をしていくべきではないかと思います。これが、例えば交渉したけども賃貸じゃないと難しいよと、その費用がたくさんかかって経常経費として負担になるということであれば、また別の視点から見ないといけないかなというふうに思いますが、一定そうしたところについては、やはり買い取りで一度交渉をしてみるということが大切だと思います。

そして、前回質問した際に、町長のお答えで、つくっても保護者の皆さんはとめないだろうというような答弁をされたかというふうに私は感じたんですが、どうしてもやはりその答弁が納得出来ないんですが、その点について町長はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木澤議員おっしゃるように、駐車場がないから駐車場用地を確保せよという話でございますし、また前回の答弁でも、私は駐車場そのものについてよりも、送迎をされているわけですから、私はあここに立っておりましたら、必ず送迎をされて、そしてすぐ引き返してくると。混雑が起こりますし、以前はあの自治会から、この真ん中にポールを置かれて、非常に色々と町に対して、そういう町道でありながらそういうポールを立てるのはどうかと、いかななものかというようなことも議会でもございました。

そういうことを考える中で、私はやっぱり出来る限り町の職員、あるいは保育所の職員でも、自分で駐車場を確保してやっぱり駐車料金を払いながらやっておりますし、またうちの職員にとっても、町の職員については1台3,000円ということで町の関係等については払ってます。

そういうことを考える中で、やっぱり皆さん方がそういうことを守っていただく。前にも申しあげましたように、やっぱりゆとりを持って来なかったら、あの踏切が遮断機が開くと同時に、あれ左折されたら必ず高校生と事故が起こります。ただ、そういうことも考える中で、やっぱりゆとりをもって交通ルールを守る中で、出来るだけやっぱりそういうことを考えていくことが一番ベターであろうと。

だから、車がたくさん来るから危ないんだというよりも、そういう点については、十

分そういうことを確認しながらそういうことをやっていただきたいということを申し上げておるわけであって、何も別に私が前回の本会議で言ったことがどうかというよりも、私は出来るだけやっぱり子どもさんのことを考えるんだったら、やっぱり十分時間のゆとりを持ってやってやらなかったら子どもさんもかわいそうであろうと思ってそういう答弁をしたわけでございます。今のところ、そういう点では、駐車場を確保するつもりはございません。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） はっきり確保するつもりがないというふうに町長おっしゃってますんで、この問題については、やはり今後も議論をしていきたい、ずっと要望をしていきたいというふうに思いますが、ゆとりが持てればいいんですけども、やはりゆとりが持てない状況で、しかも町の方でも一定車で来ざるを得ないような状況もあるというふうに認めている答弁をされているわけですから、やはりそこは行政として安全を確保する、さらに近隣の皆さんの迷惑にならないよう、また子どもたちの安全確保という点からも駐車場を整備していくべきだというふうに考えますので、これは強く要望をしておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。3つ目には、人間ドックの助成について挙げさせていただきました。現在、斑鳩町では、毎年上限を2万円までとして人間ドックにかかる費用の2分の1を助成されています。この人間ドックは、一般的に会社などが行う健康診断、特定健診と違い、検査項目も多く、自分の調べたい項目を選択して検査出来るため、自分がより詳しく知りたいと思う部位について詳細な検査を行うことが出来ることから、毎年定員を超えた応募があり、こうした人間ドックの費用助成を行うという取り組みについてはよいことであり、今後もより充実させていくべきだと考え、今回町の考え方をお聞きしようと質問に挙げさせていただきました。

では、まず①点目ですが、これまで町が行ってきた人間ドックの助成の状況についてお尋ねします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） これまでの助成状況でございますけども、国民健康保険事業として後期高齢者医療制度が導入される平成20年度までは、40歳以上の国民健康保険加入者全員の方を対象に人間ドックの助成を行ってまいりましたが、後期高齢者医療制度により75歳以上の方は国保加入者でなくなったことから、助成の対象からは

外しております。

後期高齢者医療制度が導入されるまでの過去3年間の75歳以上の方の受診状況でございますけれども、平成17年度が受診者は53人のうち3名、18年度が受診者52名のうち5名、19年度が受診者53名のうち7名となっているところであります。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 過去には、そのようにやはり実績として75歳以上の方が人間ドックを受けておられたということがわかったと思います。

それで、②点目の質問になるんですけども、この75歳以上の方に対する助成ですが、2007年まで、後期高齢者医療制度が出来る前は、全国で1,612の市町村が人間ドック助成制度を実施されていたと。これ、厚生労働省の発表でそうになっているんですが、そのうち723の市町村が75歳以上の人を対象にしておりましたが、2008年、後期高齢者医療制度が出来て国保の被保険者じゃなくなってしまったということを理由に、582の市町村が制度を廃止されています。しかし、そのときに、引き続きやはり141の市町村が75歳以上への助成を継続しています。

今、こうした75歳以上の方が人間ドックの費用助成を受けられなくなってしまっているという事態について、厚生労働省からも、そうした方々が人間ドックの費用助成を受けることが出来るようにという考え方が示されているかと思いますが、そうした国の方の考え方等も含めまして、斑鳩町として75歳以上の方へ人間ドックの費用を助成するという考え方についてはどのように認識されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 後期高齢者の方への人間ドックに対する助成についてであります。平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い、原則75歳以上の方は、国民健康保険などのそれまでの医療保険から後期高齢者医療制度に移行をされました。このため、新しい保険者となった奈良県後期高齢者医療広域連合では、保険事業として特定健康診査と同内容での高齢者の健康診査を市町村に委託し実施をしているところでございます。

人間ドック助成につきましては、各保険者が実施主体となるものであります。町の国民健康保険でも単独の保健事業として、国民健康保険税を財源に国民健康保険の被保険者の方々を対象に実施をしているものであり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方々については、その助成の対象とはならなくなっております。

広域連合におきましても、人間ドック助成について、検討はなされたものの、健康診査とは違い費用に係る特定の補助がなく、仮に実施するとすれば、助成の全額を後期高齢者医療の保険料より賄わなければならない、人間ドック助成については見送られてきました。

健康診査による疾病の予防、早期発見、早期治療は大変重要なものであります。町といたしましては、75歳以上の方々に受診していただく健康診査につきましては、一部負担金をいただくことなく無料で実施しているほか、人間ドックで実施されている各種がん検診につきましても無料で実施をしており、人間ドックと概ね同じレベルの健康診査体制を整えていると考えております。そうしたことから、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、明日香村などでは、人間ドックを廃止する傾向にあります。

質問者もおっしゃいますように、国における関係でございますけれども、国の特別調整交付金の対象として、長寿・健康増進事業の中で人間ドック助成事業も対象としているところではありますけれども、この交付金には上限があり、また事業経費の全額が助成されるわけではなく、また広域連合を通して申請、交付されるものであり、不確実な財源となっております。さらには、今後この交付額の拡大ということも、現時点では見込まれておらないところでもあります。

そうしたことから、直ちに75歳以上の方への助成をさせていただくということは、難しいものと考えておるところであります。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、廃止をされている、県下の廃止をしていく方向だという市町村もあれば、お隣の三郷町では、今年度から逆に実施をするというふうにお聞きをしています。で、財源についても、100%保証されるものではないということですが、しかし一定国からやはり交付金という形でその費用が見込まれているわけですね。

斑鳩町は、この人間ドックの費用助成をするのに定数を定めているかと思えます。その定数が全員その75歳以上になるかということ、私は必ずしもそうではない。過去の実績から見ても、3名、5名、7名というように少数の方であるかなというふうに思えます。それと、がん検診なども実際に無料で受けられるようになっているかと思えますが、それは、以前にもやはりがん検診というのは無料にされてきている中でこの人間ドックを受けたいという人がいらっしまったということで実績があるのかなと思えますので、

やはりそうした方たちにより自分の健康に配慮をするというんですかね、気をつけていただくという意味からも、私は75歳以上の方も、以前と同じように受けていただけるよう町として検討していくべきだと考えます。お隣の三郷町で実施をされますので、今年度どういう状況であったのかということも調査をする中で、来年度以降の実施に向けて検討をしていただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思えます。

それでは、③つ目の40歳未満の方も対象にするという考え方についてお尋ねしますが、現在町が行っている費用助成というのは、40歳以上を対象にしているかと思えます。しかし、近年成人病の低年齢化が進み、若くしてがんや心臓病になる方がふえているという状況です。

そんな中でありますので、やはりこうした方々にも人間ドックの受診を呼びかけて、早い段階で異常を発見する、また健康管理に意識を持っていただけるようにこの対象年齢を引き下げて制度を拡大するべきではないかと考えますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 人間ドック健診事業助成の40歳未満の方への拡大についてであります。人間ドック健診事業助成は、国民健康保険の被保険者の疾病予防及び早期発見等健康の保持増進を図ることを目的に、平成13年4月から開始させていただいたものであります。

補助対象者の下限を40歳以上とさせていただきましたことは、老人保健法に基づく健康診査の対象年齢が40歳以上とされていたこと、さらにはがん検診の国の指針におきましても、その対象年齢を40歳以上と示されていたことから、これらの指針等を参考にしまして、本町におきましては、人間ドック健診事業助成の対象の下限を40歳以上とさせていただいたところでありまして。

現在におきましても、生活習慣病やがんなどの発症が壮年期前後、40歳代ごろから顕著に見られますことから、特定健康診査やがん検診では、対象年齢を40歳以上と設定をされているところでありまして。

町といたしましては、人間ドック健診事業助成の対象年齢も、40歳以上が適当であると考えているところでありまして。

今後におきましても、すべての年齢を対象として、各年齢層に応じた健康づくりに関

する普及啓発活動を行うと共に、メタボリックシンドロームの該当者、予備軍等が増加する40歳以上の方々に対しましては、特定健康診査、特定保健指導等を通しまして生活習慣病の予防に努め、住民皆様の健康を守ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） すいません、時間がないので短くしたいと思うんですけども、そうなんです、特定健診もがん検診もすべて40歳以上ということで、40歳未満の方が受けようと思っても受けられない状況になっているんですよ。しかし、成人病が若年齢化しているという点は、紛れもない事実です。

さらに、国保の保険税というのは、20歳の方も30歳の方も同じように払っておられるわけですね。ですから、受けないという方については、やはり公平に受けられるように費用助成をするべきではないか。そうした人たちを受け入れるようになってしまったら、そういう人たちしか受けられなくなってしまうということではないです、新たに費用負担として町もふえるわけではないですから、制度の対象範囲を広げるか広げないか、それだけの話やというふうに思います。私は、十分に改善出来るというふうに思っていますので、この点についても強く要望して次の質問に移りたいと思います。

4点目は、大塚古墳前の通学路のことについてですが、これも・点目と・点目の質問をあわせてお尋ねしたいと思いますが、現道というのは非常に狭く危険な状態になっているかと思えます。これまでに一般質問で取り上げさせていただきましたが、以前都市建設部長の答弁では、拡幅するのは、用地の買収等や一部地元の反対もあったということではなかなか難しいというお答えでしたが、しかし子どもが水路に落ちるなどといった状況なんかは改善していくべきだということで、PTAからもこうした要望が上がっているかと思いますが、こうした改善について、何とか改善を図っていただきたいと思いますが、町としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいま質問者おっしゃっていただきましたように、この用地の問題等があるということで、改善が、今、出来てないというところですが、大塚山の前の通学路につきまして、幅員が狭いということから、今、申しましたような過去の拡幅計画につきましては、用地の一部反対の方の件があるということで実現には至っておりません。しかし、今後におきましても、隣接する水路に蓋をするといった方法につきまして、地元の水利組合や隣接の土地の所有者の方々ともお話しをさせ

ていただきながら、了解が得られるならば、その部分につきまして一部でも改善に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そのように、やはり一部改善をするだけでもかなりの安全性は確保されるというふうに思います。また、水路も、全面的に蓋をするのが難しくても、一部でも、例えばあそこは自転車と歩行者がすれ違いが出来ないような状況がありますんで、待避的にそうした水路に蓋をするという改善についても視野に入れながら、改善について水利組合等と交渉していつていただきたいというふうにお願いをいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午前11時15分まで休憩いたします。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、15番、木田議員の一般質問をお受けいたします。15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 前もって議長に提出しておりますレジメに従いまして質問をさせていただきます。

まず、1つ目の町道内における私有地に対する町の対応について問うということで、町内の町道内における私有地の数及び幸前自治会内における数についてということで、以前より、底地整理について多数の質問者よりの問いに対しては、一定の答弁はなされておると思いますが、順調に整理は進んでおるとは言いがたく、新設道路については登記も完了していると聞いた記憶がありますが、過去の事業の整理としての私有地の解消は、遅々として進んでいないように思われます。特に、幸前地区においても、平成14年度の焼却場の補償工事の項目の中においても、未登記部分について早期に解消すべきとの要望もなされておると思いますが、進捗度についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいま質問をいただきました町道内におけます未登記の整理ということでございますが、この町道内におけます私有地の数及び幸前自治会内におけます数でございますが、町道認定道路内の未登記の整理ということで、平成6年

度から着手をしてまいったというところでございます。平成21年度末におきまして、582筆が残っている状況ということでございます。遅々として進んでないということでございますが、徐々にその解消が進められているというところでございます。

今後におきましても、今、申しました数字につきましては、道路の境界明示申請、あるいはその現地確認、また道路整備事業ということで新たに確認されるというところでございます。数字は若干変動があらうかということでございますので、ご理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） まず、582筆が残っておるとのことなんですねけども、その幸前自治会内における残数、それについて教えていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただきました幸前自治会内における数字でございます。未登記の数といたしまして、現状で23筆ということでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 続きまして、②番の、地元幸前自治会より解消について要望が、平成14年度の要望及びそれ以前の要望でも出されておると思いますが、その後の処理について問うということで、①番でも同様な質問をさせていただきましたが、農道部分についてはさておいて、町道部分の解消について、どのぐらいの頻度というんですか、何カ月に一度ずつぐらいその相手方と交渉をし、個別的な回答は難しいと思っておりますが、全体的な交渉の中で、町の判断材料として得ておられる感触についてはどうであるかについてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 幸前自治会内の未登記の敷地の整理でございますけれども、全体的な状況ということでございますが、やはり地元の方々と、この要望をいただいた後におきましても、未登記処理ということで努めてまいったところでございますが、代表者の方々とも調整を図っておるところでございます。登記に係ります色々な種々の問題がかなりありまして、地元の事情等によりまして進展していないという状況でございます。今後におきましても、地元の関係者の方々のご協力もいただきながら、十分調整を図りながら対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） この質問を私が出させていただいたというのは、今、幸前自治会の自治会長をさせてもらっておりまして、まず・番目の中で、自治会費より私有地の地権者に対して借地料金を支払っておるといことなんですが、これは町道という認定の中で町が負担すべきものではないのかと、私はそういうふうに思いますねんけども、町が個人の所有者とやはり貸借関係にあるのではないのかと。さすれば、当然借地料を町が負担すべきと思いますが、この点について町の考え方を聞かせていただきたい。

そして、昨年度の繰越明許費の中にあります農道と、そして町道部分の工事部分について、私有地部分を残して4メートルとして昨年買い上げをされたと聞いて驚いております。私、平成15年5月17日に、幸前自治会長・その当時私と、そして副会長、そして前会長及び補償検討委員会の委員長と町側との交渉において、私有地部分については寄附採納をしてもらうことになれば工事は中止との話でありましたが、昨年その部分を残し買収されたことに対し経過を聞かせていただきたいと思います。約束事を反故にしてまで進められる意義についても聞きたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきましたまず1点目でございます。自治会内の町道の私有地の借地料を支払っているということでございますけれども、地域の事情によりまして、道路の拡幅や新設、また水路等の整備を、個人地の提供により地元におかれて整備をされた現状もあるということは聞き及んでございます。ご質問いただきました件につきましては、町が負担すべきではないかということでございますが、町といたしましては、これらの実態の全体を把握しているということではございません。地元の約束等事情もあろうかと思われまますので、場所等を特定していただいて、地元の方々とも調整を図りながら対応につきまして検討も出来ることとなりますので、まず1点目はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2点目の繰り越し事業におきます道路整備につきましてでございます。昨年一部用地買収が進められたところでございます。この区間のうち、一部私有地が残っております。現状の道路の中にも残っているということで、その整理につきまして、地元の代表者の方々、あるいは土地の所有者の方と調整をしまいったところでございますが、この問題の解消が今現在出来るというところに至ってございません。これからも協議は進めてまいりたいと思います。

この経過ということでございますが、今後も引き続き解消に向けまして努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 平成15年の5月17日に私たちが来て役所と話をして、そういう寄附採納を受けなければ工事をしないというふうにはっきりと教育委員会の応接室で約束をされたという事実があるわけですか。だから、それに対して、その部分を残して、それでなかったら、その部分があるからこそ町道と認定されておるわけですか。たがら、借地の30センチか何かの部分については、町は当然やっぱりこの借地料を支払うべきやと思いますねんけど、それについてどういうふうに考えておられるのか。今現在、斑鳩小学校のグラウンド、それとか消防第二分団、あこらなんかでも借地料を払うてるわけですか。だけど、町民が使う町道について、その部分について、個人との契約でそういうふうに残っておるわけですか。それに対して、何で自治会費の中からそれを払うていかんなんのかということ、一応そういうふうに考えておられるのはどうしてなのかなと、私はそういうふうには納得出来ないんですねけど。やっぱり町道として認定されておる以上は、その借地の部分については、やはり町が負担するのが当然やと思いますねんけど、それについて町長はどういうふうにお考えですかね。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、担当の藤川部長が申しますように、事情等十分やっぱり詳しく調べなかったら、その場所等十分検討してまた返事をさせていただくということにしなければならないと思います。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 町長の今の言葉をかりて、やっぱり今後そうした整理も順次進めてもらいたいなあと。というのは、21年度において、やはり自治会の報告の中で、収支決算報告の中にも書かれておるように、かなりの借地料金を払うてるわけですか、自治会としてね。そしたら、それは、町はその部分については固定資産税を取っておられないのか、そこらはちょっと私にはわかりませんねんけども、けど自治会としてそれだけの料金を払っているということに対して、昨年度も4戸の方が自治会を脱会されました。それ以前にも脱会されております。そうした現状をやっぱりちゃんと把握してそういう対応をしてもらいたいなということをお願いしておきたいと思います。

次に、④番目の、今後の方針として、今回も私が、平成24年度に焼却場補償工事の

更新に対する要望として、私が個人から預かっておる地権者の要望もありますが、寄附採納でなく買収でもって解決すべきと思われるが、いつまでも今の状況で進むとすれば自治会の崩壊へと発展しかねないので、速やかなる解消を図りたいということで、平成21年度には、先ほども申しましたように、4戸が退会をされたということも加味してお答えを願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 先ほどからの町道内に残る底地に対します自治会からの借地の支払い等々の問題でございます。この件につきましては、道が出来た時点からの地元の中での約束等もあろうかと思えますし、具体的な部分につきましては、地元の方々と、再度場所の特定も含めまして、その経過も確認をしながら整理に努めてまいりたいと思います。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 自治会の自治会費の圧迫にならんように、やはり早期にこれを解消いただきたいとお願いを申し上げましてこの項は終わりたいと思います。

次に、2番目の生ごみ対策について問うということで、①番目の、昨年10月よりモデル地区として協力している地元の幸前としては、他地域への拡大こそが町の方針としている3割削減につながると思われますが、現状について問うということで、簡単な試算としても、全町的には約3,000戸の協力を得なければならず、現在200戸未満であると思われるが、今後のスケジュール等焼却炉の危機をもっと町民に知っていただいて、年間の維持経費について、一部の町民しか知らないことだと思えます。一たん休止になれば、最も困るのは町民自身であります。町民の協力にかかっていると思えますので、町の方針よりも何%でも上回るように、町主催の各集会においても、もっと現況の告知が必要と思われますが、今後どういうふうにしていこうと考えておられるのかについて聞きたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 質問者もご承知のとおり、現在のごみ処理には、焼却後の灰を含みます埋立処分場の残余容量が、全国平均であと十数年で飽和状態になると言われており、ごみ減量化を図り、埋立処分量をいかに延命するかが全国的な課題となっております。

それに加え、当町の衛生処理場施設は、稼働開始から28年を経過し、必要な補修整

備を行いながらその延命に努めてきておりますが、今後、さらなる延命を図るためには、可燃ごみ焼却量のより一層の減量が必要となっているところであります。

このような課題に対応するために、当町では早くからビニール類の分別等を実施し、また平成20年度からは公共施設や河川敷の剪定枝葉、刈り草を堆肥化するなどし、可燃ごみ焼却量の減量を進めておりますが、今後さらなる可燃ごみ焼却量の減量を目指すためには、生ごみの分別と資源化を実施する必要があると考えております。

このことから、町全域で生ごみ分別収集を実施する際の排出方法や回収に関する問題点、また課題を掘り起こすことを目的としました生ごみ分別収集モデル事業を昨年10月から実施をしており、全自治会にご協力をお願いしましたところでありますが、幸前自治会と白石畑自治会の皆様には早くから手を挙げていただきご協力をいただいておりますことに関しまして、この場をおかりしてお礼を申し上げます。おかげをもちまして順調に生ごみの堆肥化も進んでおり、昨年10月から今年5月までの間に15.4トンの生ごみを回収し堆肥化しております。これにより、可燃ごみ焼却量が0.7%減量出来ております。

議員もおっしゃいますように、生ごみの分別収集につきましては、平成25年度までに生ごみの3割削減に向けてモデル地区を段階的に拡大していく計画をしております。平成21年度は、幸前自治会、白石畑自治会の156世帯でございましたけども、平成22年度につきましては、並松自治連合会の4自治会、297世帯の方に新たにモデル地区としてご協力をいただくことになっており、6月15日から収集を開始する予定であります。

さらに、自治会単位ではなく個人的にご協力していただける方を対象にモデル世帯の募集も継続して行っております。回収場所につきましては、平成21年度は西公民館、東公民館、生き生きプラザ斑鳩の3カ所でしたが、平成22年度からは、さらに斑鳩町役場、中央公民館、いかるがホールの6カ所に増設をしております。

これにつきましては、広報5月号におきまして、生ごみ分別収集モデル事業の状況と回収場所の増設についてお知らせをさせていただきましたところ、早速10世帯の方に新たにお申し込みをいただき、現在合計30世帯の方に拠点回収場所において生ごみ分別排出にご協力をいただいております。

今後、平成25年度までに、生ごみ3割の堆肥化、世帯にいたしまして、質問者もおっしゃいますように、約3,000世帯まで拡大する計画でございまして、事業を進め

ておりますけども、衛生処理場の延命を図るためには、1世帯でも多くの方に生ごみの分別に取り組んでいただく必要があることから、各自治会に対しまして生ごみ分別収集モデル事業の実施を呼びかけると共に、自治会別環境問題学習会、広報紙等により、住民の皆様にもさらに積極的に周知を図ってまいり、ご協力をいただくよう周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、部長おっしゃっていただいたように、少しずつではありますけども進捗しておるような状況を聞かしていただいて、安心は出来ませんねんけども、これから25年まで3割削減というたら、なかなかやっばり難しいなあというふうにも考えられますねけども、その次②で、これからやはり夏期の悪臭が発生する時期に入りますので、悪臭防止用のバケツの配布の要望がありますが、角置きの水切りの配布と共にバケツの要望についても問うということで、事あるごとに集会させていただいたときに、これから夏場にかけてやはり悪臭が発生しやすいということで、今現在角切りの水切りを配布していただいておりますねけども、またそれに加えて密閉式のバケツというんですか、それも考えていただいたら、やはり年間の修理とか維持費に比較すれば、わずかな費用によってそれが、もっともっと皆さん方に前向きにそれに向けて協力を得られるのではないのかなということ、その予算化について前向きな考え方をさせていただいて、次年度でも結構ですので、そういう予算化をしていただけないのかなということをお願いしたいんですねけど、どうでしょうかね。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今、おっしゃいましたバケツの要望でございます。

まず、生ごみの悪臭につきましてでございますけども、生ごみの悪臭につきましては、細菌などの微生物がごみの栄養分を分解するときに発生するもので、微生物はごみの栄養分と水分、高い気温の3つの要素で活発に活動します。このことから、特に気温の高くなる夏場に悪臭を抑えるためには、一般的に生ごみの水分を減らすことが最も効果的であるとされておりまして。

そこで、平成21年度から生ごみ分別収集にご協力いただいておりますモデル世帯の皆様には、質問者おっしゃいましたように、水切り専用の三角コーナーを今年3月に配布させていただいております。これにより、各ご家庭の台所のシンク内において水切り

をしっかりと行った後、バケツなどに移して収集日まで保管をしていただくことで、かなりの悪臭は防げるものと考えております。

悪臭防止用のバケツの配布要望でございますけれども、各ご家庭において生ごみの水切り方法や保管方法も様々であると思われまして、現在においても、各ご家庭で工夫を凝らして悪臭対策を講じていただいていると思われまので、今年の7月上旬ごろに、モデル世帯の皆様方に、夏場の悪臭の状況など生ごみの分別排出の状況についてアンケート調査を行い、悪臭についての状況を確認させていただきたいと考えております。

アンケート調査の結果、各ご家庭における水切りによる悪臭対策の効果が不十分な場合には、さらに悪臭対策について検討をしてまいらなければならないと考えているところでございまして、今現在、バケツを配布する予定は考えておりませんが、このアンケート調査の結果に基づきましてまた検討も必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、部長おっしゃってますけどね、これ、火曜と金曜日ですやんか、収集日がね。だから、4日と3日間置いておかなければならないような状況で、角切りのあの小さい入れ物で水を切ったところで、やはり3日も4日もこの暑い中へ置いておくということは、やはり悪臭の発生のもとになると思いますので、やはりもっと前向きに、炉の改修とかを考えた場合には、それぐらいの費用出されへんもんかなと、私はそういうふうに思いますねんけど、また再度こういう問題については、地元の焼却場の目と鼻の先におる人間として、この問題についてはもっともっとやはり追求して、やはり地元の要望にこたえてもらうようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、3番目の飛鳥葛城自転車道について問うということで、県の事業ではありますが、斑鳩町内の進捗と今後の予定について問うということで、県が進めております自転車道として完成が待たれておるところであります。県においても財政事情もあり、スムーズには町内の完成が難しい状態とは思われますが、現状で終わってしまうのか、今後も細々と続けられるのかについて教えていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました飛鳥葛城自転車道についてでございますが、奈良自転車道、大和中央自転車道とのネットワークによりまして、

一定の自転車道線を計画的に整備されてきたところでございます。平成2年度より着手されまして、既存の河川堤防や市町村道等を活用されまして、平成18年度には、概ねでございますが、完成に至っているということをお聞きしております。

今後につきましては、奈良県が誇ります歴史的文化遺産などを自転車で回遊していただくために、沿道の施設を含めました総合的な対策の充実を図るということで、利用環境の改善などを部分的に行いながら、自転車道の利用促進に取り組まれていると聞いております。今後も引き続き残っております部分の整理がされていくということで聞いておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 出来るだけ、やはりこういう自転車というものは交通事故に遭う機会が多いですので、既存の、今現在ある町道部分を自転車が走ってそこへ車がというような状況でなしに、やはり計画どおりに自転車道を整備してもらえるように働きかけてもらいたいと思います。

次に、②番目の、早期実現に向けて町の働きかけが大きく左右すると思われませんが、今までの県への要望について問うということで、町は余りこの事業については関心がないように思われますが、町内の総延長の中で、大体今現在30%程度を完成しておるのではないかなと思われませんが、最近自転車でツーリングされている人たちもふえまして、慈光院から石舞台古墳まで一応は30キロ、その間の中に斑鳩町内を走る自転車道が含まれておると思いますねけども、昨日も芦川沿いの自転車道の夕方、夕方というんですか、もう8時前でしてんけども、犬を散歩に連れていったときに、やはり自転車道の中に芦川沿いに防犯灯が4基設置されておりますねけども、そのうちの1基しか点灯されておらない状況でありますねけども、なぜ4基わざわざ設置されておるのに1基しか点灯されておらないのか、ちょっと不思議なんですけどねけども、これは昨日ちょっと気づいただけなんで、町の方との打ち合わせの中でも、聞いてほしいというふうには申し上げておりませんでしたんですねけども、やはり自転車道は、暑いときには夕方に走る人も出てくると思いますので、そうした安全面においても、わざわざ防犯灯4灯もつけて1灯しか点灯していないというような状況を解消していただけるように、県に対しても、この早期事業の実現と、そうしてまたこういう防犯的な防犯灯の点灯についても要望していただきたいと思っておりますねけど、それについて、簡単で結構ですので回答をお願いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいま申しいただきました自転車の芦川沿いの部分でございます。防犯灯が4基あるのに1灯しかついてないということでございます。これは、当然、当初設置した目的等もあろうかと思っておりますので、県の方に今の実情を確認をさせていただきながら、改善に努めるように申し入れをしてみたいと思います。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それでは、最後になりましたですけれども、富雄川河川の改修について問うということで、幸前自治会、高安西自治会、睦自治会、そして高安新町自治会の4自治会の連名で町に対して、そしてまた県に対して、河川改修の早期実現に向けての要望が出されておると思いますが、それに対する町の実働というんですか、働きかけについて聞きたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました富雄川の改修についてでございますが、JR関西本線踏切の下の少し下流から県道天理斑鳩線までの安富橋におきましては、現在も改修工事が進められております。今年度には、安富橋付近の護岸工事を予定されていると伺っております。

また、西安堵井堰につきまして、河川改修工事に伴います代替施設の設置や補償等につきまして交渉をされておりますが、現在のところまだ合意に至っていない状況であると伺っております。

町といたしましても、従来から富雄川の早期改修を要望を行ってきたところでございます。今後も、引き続きまして県に要望をしてみたいと考えております。どうかご理解を賜りますようよろしくお願いいたしますと思っております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） この要望書は、平成21年10月7日に町や県に対して出されておると思いますが、やはり平成12年7月4日に当地域での溢水が発生したという事実がございます。そして、昨年8月9日には、兵庫県佐用町においての水害の発生によって、河川周辺の住民の不安がやっぱり高まっているのが現状でございます。やはり、現在の世界的な異常気象によりまして、いつどこでも発生しても不思議でない現況を踏まえて、年次的なことは安堵井堰の解決なくしては難しいこととは重々理解は出来ますけれども、予算的な面や井堰の解決こそが先決であるとは思われますが、や

はり現時点でもっともっと県の方に働きかけていただいて、早期に実現するよう要望していただきたいとお願いをしておきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、15番、木田議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

最近、住民の方々からよく耳にするのは、町の財政の中でも税収のことで、とりわけ住民税がえらい減っているのとちゃうやろか、住民サービスが後退せえへんかと、町の将来を心配されている住民の声です。

そこで、個人住民税が、団塊の世代の退職や景気の後退を受けてどのように推移しているのか、平成19年から21年までの状況をお伺ひいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 平成19年度から平成21年度の個人住民税の推移についてでございます。調定額で申し上げますと、平成19年度には15億6,115万2,000円でしたが、平成20年度には対前年比1.5%減の15億3,841万7,000円、平成21年度にはさらに2.4%減の15億1,037,000円となっております、厳しい経済情勢を反映し減少傾向にございます。

その内容を分析をいたしますと、納税義務者数が、平成19年度では1万2,891人、平成20年度では1万2,753人、平成21年度では1万2,789人とほぼ横ばいに推移していることに対しまして、特別徴収の対象となります給与所得者の1人当たりの税額は、平成19年度では15万7,000円、20年度では15万3,000円、21年度では14万9,000円と下落を続けておりまして、これも近年の社会経済情勢が影響しているものと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） やはり、住民の皆さんの想像どおり、団塊の世代の退職や不景気が原因で年々個人住民税が減少傾向になっていますが、このままだと、ますます急速な高齢化社会が進んでいくとされている中で、斑鳩町は住民税についてどのように考えておられるのか、またどのように今後のまちづくりを考えておられるかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 町予算におけます歳入のうち、町の裁量が及ぶ主なものとしたしましては、町税、負担金、手数料及び使用料等がございます。これらの歳入の確保につきましては、以前にも滞納整理の強化、適正な受益者負担のあり方などを十分考慮しながら増収も含めて努めてまいりたいというふうに答弁をさせていただいたところでございます。

ご質問の個人町民税につきましては、厳しい経済情勢や生産人口の減少の影響によりまして減少傾向にあるわけでございますが、国の税制にかかわるものであることから、斑鳩町独自の取り組みだけでは、増加させていくことは非常に難しいと考えております。そうした中で、歳入の増に効果のあると思われる取り組みを何点か挙げさせていただきます。

まず、都市計画施策についてであります。現在整備中のいかるがパークウェイや法隆寺線整備事業によりまして基幹道路が完成いたしますと、市街化区域内の空閑地等につきましては、開発の期待が出てまいります。この土地利用につきまして、当町の自然環境や居住環境に合った適正な土地利用を促すことによって、住宅の建設による人口の流入により、個人町民税、固定資産税、都市計画税の増加や店舗の増加などによります法人町民税の増加、そしてこれによる消費の増加によりまして、地方消費税交付金の増加などにつながっていくと考えております。

次に、観光施策についてでございますが、断続的に観光ルートサインの整備を進めてきたところでございます。訪れる方々が快適に過ごしていただけるような施策に取り組んでいるところでございますが、また今年の平城遷都1300年記念事業を契機に、奈良に来られる観光客がふえるわけでございます。こうして来られる観光客の方を、本年3月に開館いたしました文化財センターや史跡藤ノ木古墳などの町の観光資源をしっかりと活用いたしまして、斑鳩町に誘導することによって観光客の増加を図ると共に、新たな町の特産品を開発していくことによりまして町税の増加につなげられるのではない

かと考えております。

また、安心して産み育てるためのまちづくりを進めるために、子育て支援施策につきましても、各事業が浸透することによりまして、若い世代の定住を図ることが出来ると考えております。その波及効果といたしまして、町の活性化や増収につながると考えられます。

具体的な事業といたしましては、今年度から対象者を小・中学生まで拡大しております子ども医療費の助成や妊婦一般健康診査の助成の拡充、助産師による新生児訪問や妊産婦相談並びに指導、小学校1年生から3年生及び中学校1年生の30人学級の導入などであります。

もちろん、こうした歳入増加のための取り組みとあわせて、当町が行政サービスの低下を招かない安定的な財政を確立するためには、出来る限りの歳出の抑制も必要でありますので、経費削減や事務事業の重点化を図り、財政構造の改善に引き続き努めてまいるところでございます。

近年の少子高齢化の進展は、生産人口の減少や社会保障費の増加など様々な社会問題につながっておりまして、高齢化率が上昇傾向にあることから、高齢者の方々に対しましては、仕事、余暇などで充実した人生が送れる社会基盤を整備いたしまして、若年者の方々に対しましては、未来に希望を抱かせ、現実的にも子どもを育てることに幸せを感じられる地域社会を実現することが必要と考えております。

住民の皆様は、「住んでよかった」、「住み続けたい」と感じていただける、そして次代を担う子どもたちに自信を持って引き継ぐことの出来る斑鳩町の実現を、現在策定作業を進めております第4次総合計画にも盛り込みながら目指してまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 若い方が斑鳩町に住んでよかったと思える子育て支援施策をこれからも継続していくことが、個人住民税の減少をストップさせ、安定した財政運営を可能にし、住民サービスの低下を防ぐことになると私は思います。また、計画的な町の整備を進めることや斑鳩町の特徴を生かした観光施策を推進していただくことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

全国の小学5年生及び中学校2年生を対象とした全国体力テストが平成21年度に実施されましたが、我が斑鳩町の小学生及び中学生の結果をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 文部科学省が実施いたしました小学校5年生と中学2年生を対象にいたします「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」につきまして、その結果を報告をさせていただきたいと思えます。

平成20年度よりこの調査を実施されているところですが、奈良県の場合、初年度は参加率が小学校で32%、中学校で25%でございました。こうしたことから、奈良県の参加率の低いこと、あるいはまたテスト結果が低いということから、21年度は県下すべての学校が参加いたしまして体力テストを実施されたというところがございます。

しかしながら、奈良県全体の実施結果におきましては、平成20年、21年度双方共に全国平均を大きく下回り、特に昨年度の中学2年男子におきましては、全国ワースト1という結果でございました。県はこのことを真摯に受けとめまして、体力向上支援委員会を立ち上げるなど、今後の体力向上支援プログラムの作成に向けた取り組みを進められているところがございます。

そうした中で、本町の小・中学校児童生徒の21年度の結果でございますが、県内の他市町村のデータがわからないことから、具体的な順位等は報告することが出来ないところがございますが、学年、性別によって数値に上下はあるものの、総じて奈良県平均を上回っているという結果でございました。

小学校の5年生と中学校2年生女子は全国平均も上回っておりまして、小学校5年男子は都道府県別12位の熊本県平均値とほぼ同程度でございます。それから、中学校の2年生女子につきましては、都道府県別の13位の滋賀県平均値と同程度の数値となっております。小学校5年女子におきましては、全国平均とほぼ同じ程度でございまして、ただ中学校2年男子につきましては、奈良県平均値より上回っているものの全国平均値をわずかに下回っているという状況でございます。

これらの結果を見る限り、総じて斑鳩町の児童生徒の実技に関します運動能力は、現時点ではいい結果を得ているというふうに評価をいたしているところがございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えから、小学校5年男子と中学校2年女子は全国的にも上位になっているのに対し、中学校2年女子においては、全国平均値よりやや下回って

いるということでもありますね。全体的にはよい結果が出ているとお聞きし、安心いたしました。

ところが、全校が参加するようになった体力テストは、まだ1回しか行われていない。小学校及び中学校それぞれ1学年しか行われていないのが現状でございます。このことからの、今後の子どもの体力向上に対する施策をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今回の体力テストの結果を受けて、今後のこの体力向上への取り組みについてでございます。

学校では、限られた時間、空間の中で、それをうまく活用しながら、あるいは色んなもので組み合わせながら、各学校がそれぞれの特色を生かしまして体力づくりに取り組んでいるところでございます。例えば、斑鳩小学校では、今年度は県教育委員会の研究指定を受けまして「体力向上推進プラン」に参加をいたしております。その中で、クラス対抗ドッジボール大会、あるいはなわとび集会の開催、あるいは1年を通してのぞうきんがけ選手権などを計画し実施をしておるところでございます。また、斑鳩中学校では、今年度より剣道や相撲を取り入れ体力向上に努めているところでございます。

今回の体力テストでは、本町は総合的にはよい結果ではありましたが、各種目別に見ますと、全国や県に比べて下回っている種目もございます。それぞれの学校では、それらの種目に重点を置いて体力向上に取り組んでいるところでございます。例えば、握力が低いことがわかった学校では、登り棒、あるいは雲梯で技が出来るようになると、シールを貼れるカードをつくりまして、子どもたちが達成感を感じられるように工夫をしながら取り組んでいるところでございます。そして、基礎体力の向上が必要であるとわかった学校では、体育の授業の初めに、腹筋とか背筋、あるいは腕立て伏せなどの補強運動を取り入れたりするなどの取り組みを行っているところでございます。

なお、町の教育委員会といたしましては、中学2年生の男子の低位な結果を分析した上、積極的な体力向上に取り組み、さらなる知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 子どものころの体づくりは、人生においても最も大切なものだと自分を振り返っても感じるものがあります。自分が子どものころは、遊びを通じて自然に行えましたが、遊び場が少なくなってしまった現在、学校における対策がますます

重要になってきておりますので、今後も積極的な体力向上に取り組んでいただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

では、1番目の学校給食と食育についてであります。学校の給食は、児童生徒が栄養的にバランスのとれた食物を摂取することにより、心身の健全な発達を図ることを目的として学校で集団的に行われる食事とその指導、また食事作法の指導など学校の教育課程の中に組み入れて実施されております。また、学校給食の意義と役割について理解を深め、学校給食関係者の資質の向上を図ると共に、給食時間における給食指導や食に関する指導の一層の推進、充実することが必要であります。

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満など子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しております。こうした現状を踏まえて、平成17年に食育基本法が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることが出来るよう、斑鳩町では学校給食を通して食育についての大切さを子どもたちに教え、また郷土の食文化を理解したり食に関する感謝の思いをはぐくんだりすることなどを含む幅広い教育をされていると思っておりますが、今後、子どもたちの成長、教育等について非常に重要になることから質問をさせていただきたい、このように思います。

そこで、以上の要旨を踏まえまして3点についてお伺いいたします。

まず、①点目ではありますが、学校給食の現状について。平成19年4月より学校給食の調理・洗浄業務の民間委託を南中学で導入して以来、斑鳩小学校以外の小・中学校で導入をされております。以後、安全な給食を提供され適切に運用されていると思っておりますが、導入後の管理運営についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 現在の小・中学校の給食の調理・洗浄業務についてでございますが、斑鳩小学校は町職員の調理員が業務に当たっておりまして、他の4校は民間委託を導入いたしまして実施をしております。まず、平成19年4月から斑鳩南中学校におきまして委託を開始をいたしております。その後、平成20年の4月から斑鳩中学校、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校において委託を導入いたしまして実施をいたしているところ

ろでございます。

委託業者は、あらかじめ定められてあります調理・洗浄業務委託仕様書及び調理業務等作成基準に従いまして業務が行われているところでございます。日常の運用につきましては、学校の栄養士が業者の栄養士と調理方法や食材の管理、食器の洗浄、あるいは消毒、施設の清掃など打ち合わせを行いながら業務を実施しております。その中で、気づいた点につきましては業務責任者に指摘し、場合によっては改善を求めることとしており、安全で安心な給食の提供に努めているところでございます。

また、委託業者には、学校給食が教育の一環として実施していることを理解してもらい、校内や、あるいは配膳室等で、児童生徒とのあいさつや声かけなど行うなど心のふれあいを大切にすることにも努めてもらっているところでございます。

こうした形で自校方式の給食業務を行い、民間委託も3年目、あるいは4年目を迎える現状でございます。現在のところ大きなトラブルもなく、また子どもたちからおいしい給食との好評を得ているところでございます。こうしたことから、総じて順調に実施出来ているものというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今の教育長の答弁では、子どもたちから好評を得ており、また順調に実施されていると。また、委託業者に対しても、適切な指導のもとに運営されているということで、学校給食が安全に運営されているという答弁だったんですけど、学校給食は、あってはならないんですけども、例えばトラブルが発生した場合において、あるいは学校は迅速に対応していかなければならないということがございますので、例えば学校給食におけるトラブルが発生した場合、実際どのような流れで対処されるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校給食の中でトラブルが発生したということでございます。

こうしたことはあってはならないということは、十分注意しながら実施していただいているところでございます。万一そうした発生した場合につきましては、調理業務等作業基準に基づきまして、早期対応に努めるようにしているところでございます。

まず、業務責任者から学校栄養士へ連絡をいただきまして、学校栄養士より学校長へ連絡をされます。学校長の判断のもと対応を適切に指示をしていくということでございます。そしてまた、教育委員会との協議が必要と判断する場合につきましては、協議の

上早急に対応することといたしております。

また、食中毒等が発生した場合、または疑いのある場合につきましては、発生時の対応マニュアルに基づきまして、給食後の児童生徒の健康状態、あるいは欠席などの状況の把握や各関係機関等への通報等によりまして、迅速に対応することといたしております。

事後の対応といたしましては、関係機関の指導を得ながら、調理業務等に問題や改善が必要である場合につきましては、委託業者が再発防止策を提示し、給食調理の安全を徹底することとしておりまして、安全で安心な給食の提供に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） トラブルが発生した場合においてのまず迅速に対応することが必要でありますことから、今の答弁の流れのようにしていただいているということで安心しました。

それと、給食業務を運営する中におきまして、食器の洗浄、配膳の際に、今、使われている食器が割れたり、今回の予算にも上がっておりますが、毎年更新されているのがございます。実際、食器の破損個数と、また補充で購入した費用について、どれぐらいかかっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 瀬戸物に変えましてから、こうした使用については細心の注意を払うようにということを学校の方から子どもたちに指導しながら、また食の安全面からもそうした指導を行っているところでございますが、21年度の食器の破損状況でございますが、1,680個が破損いたしております。その費用は、83万円強でございます。

こういったことについては、今も申し上げましたように、割れやすい、重たいという声もあるわけでございますが、やっぱりこうした家庭の食器と同じような陶器を使うということで、子どもたちに家庭の食事の雰囲気や味を合わせていくと、そうしたことを取り入れながら学校給食の楽しさというものを味わいながら、おいしい給食を楽しく食べていただけるようにというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 子どもたちのことを考えて、今の給食を家庭の食卓に近い雰囲気

気の中で楽しく食べていただくということで現在の食器にさせていただいているということとは、理解出来ます。

一方では、ただいま報告にありましたように、現実的には食器の破損数が年間1,680個、これは、全体の食器数というのがわからないんですけども、割合においてはかなり大きいかなとは思いますが。また、金額にいたしましても83万円ということで、これが毎年更新されているということについては、やはり、今後、割れにくい食器というものを考えていかなければならないかなとは思いますが。

ただ、今、教育長が言われましたように、やはり食器の扱いについては、ちゃんと注意を払いながらされているとは思いますが。にもかかわらず、やはり1,680個というのは多いかなとは思いますが。これにつきましては、また所管の委員会で詳しく尋ねたいと思っておりますけども、これに関連いたしまして・番目の質問に入ります。

竹食器についての認識でございますが、以前に子ども模擬議会で、陶器製の食器についての質問がありました。現在使用されている陶器の食器、安全面における配慮等で使用されているということですが、大変重く割れてしまうケースが多いとの質問をされております。

そこで、最近、軽い、割れない、熱くならないの三拍子そろった給食用の食器が開発されたと聞いております。食器の原材料は竹を使用しており、エコ食器と言われ、学校給食に全国の自治体が注目をされていると聞いております。今後、学校での食育に生かすことが出来るという考え、また食器についてのこのことについての認識についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 竹食器についての認識ということでございます。

この食器の経緯でございますけれども、本町では、当初、給食用食器はアルマイト食器を使用いたしておりました。しかし、その食器は、熱いものを入れますと持つときに熱くなるとか、手で持てない等の理由から、ポリカーボネイト製の食器に変更いたしました。その後、この食器についても、人体に好ましくない影響を及ぼすという指摘があったことから、現在の小・中学校の給食用食器にいたしまして、安全性、耐久性、耐熱性にすぐれておまして、また家庭の食卓に近い温かい雰囲気の中で食べられるようにということで、平成11年9月から磁器食器に変更をいたしましたところでございます。

昨年子ども模擬議会におきましても、重たくて割れてしまうこともあると、こうい

う児童生徒からのご意見でございましたが、使用する生徒に、家庭の温かい雰囲気を味わいながら、より安全で安心して給食を食べていただきたいというふうに考えているところでございます。そうした陶器食器に変えたときに、子どもたちの給食当番におきましても、やはり子どもたちが持ちやすいように、あるいは軽く済むようにということで、食器かごを2つに、1クラスを2つに分けたそうした対応もさせていただいて、出来るだけ割れないような工夫もさせていただきながら取り組んでいるところでございます。そうした中でも、割れた場合につきましては、速やかに補充をいたしまして、給食に支障の出ないように取り組んでいるところでございます。また、物を大切にするという心もはぐくんでいただきまして、食器を大事に扱っていただくように指摘、指導をいたしているところでございます。

ご質問の竹食器の認識についてでございますけれども、竹を原材料に使いまして、軽くて割れない、そして熱くならない、また二酸化炭素排出量も削減出来るエコ食器として、福岡県や東京都の小・中学校の一部で導入をされています。そうした中で注目をされているようでございます。

ただ、この竹食器につきましては、商品化されたばかりで、現在のところ導入している学校も少ないということから、大量生産が出来ないためにコストが高くなっているというのが状況でございます。また、こうした安定した商品の供給が難しい点があるとも聞いております。耐久性や安全性も含めまして、既に利用されている学校の今後の状況等の把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの答弁の内容のとおりで、竹食器について詳しく調べていただいていると思います。確かに、コストの面と安定した商品の供給が難しいというのは、僕は調べましたけども、今後、状況等についての把握をお願いしたいのと、今後、竹食器に限らず、現在の磁器食器が割れやすく毎年やはり多く更新されていると、また費用がかかるということにつきましては、将来において、軽くて割れにくい食器があれば今後検討していただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、③点目の学校給食と食育についてであります。健康で生き生きとした生涯を送るためには、子どものころから、バランスのよい食事、十分な休養・睡眠、適切な運動、健康3原則を踏まえて調和のとれた生活を実践し習慣化を図ることが大切でありま

す。また、子どもたち一人ひとりが楽しく食について学びながら、みずからの食生活を振り返り、より望ましい食生活を身につけることが重要であります。

そのためには、学校給食と食育については、子どもの基本的な生活習慣を家庭だけのものとせず社会全体で取り組むことが、今、求められております。学校給食と食育についてどのように進められているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校教育の中での食育についてでございます。食育基本法にも示されておりますように、知育、徳育、体育の基礎となるものでございまして、生きていく上での基本でございます。子どもは様々な経験を経ながら、食に関する学習を通して、食に対する知識を取得し、食を選択する力を得て健全な食生活を行うことは、心身の成長や人格の形成にとっても大きな影響を及ぼすものでございます。学校におきましても、食育の実践には重要な役割が与えられているものでございまして、それぞれの学校において食育の推進に努めているところでございます。

幼稚園では、野菜の植え方や育て方、あるいは歯磨き教室などを行い、小学校や中学校では、社会科、理科、家庭科、総合学習等において食育関連の授業を行っております。また、児童生徒が朝食を欠食することなどはないよう、食生活を含む生活習慣についても学習を行っているところでございます。

給食での取り組みでございますけれども、給食を通して食材に関する知識を習得したり、あるいは栄養の大切さ、食事の楽しさなどを伝えるように努めているところでございます。例えば、地元でとれました野菜や果物、地元産のしょうゆ、みそなど、自分たちの身近なところで出来たものを給食を通して食べることや、田植えから稲刈りまで米づくりを体験することによりまして、地域の生産者や自然、産業に関心を持つことが出来、生産にかかわる人の努力や、あるいは食への感謝の気持ちをはぐくめるよう努めているところでございます。

児童生徒の食物アレルギーにつきましては、各保護者が給食だよりをもとにチェックし、学校へ提出するなどにより聞き取りを行い、適切な給食の提供に努めているところでございます。

なお、夏休みや冬休みなど家庭で食事をする機会が多くなる期間には、三食きちんと食べるように色塗りカードを配布したり、家庭においても食育を実践出来るよう各学校で様々な取り組みを行っているところでございます。こういったことをしながら、保護

者のご協力も得ながら、食育についての指導を行っているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 食育についての取り組みが積極的に推進されていますが、学校での取り組みが現在どの程度反映されているのか、また保護者に対しまして食育が周知されているのかどうかを把握するために、今後、アンケート調査を実施すればいいかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 食に関しますアンケートについてでございますが、食育の範囲が学校だけでなく家庭や地域に及ぶこと、また地域保健の分野にもまたがることなどから、どのようなことが出来るのか、学校とも協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 食をめぐる現状は、近年、健全な食生活が失われつつある中、子どもの食育をはじめ生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、また食品の安全の確保や伝統ある食文化の継承が必要であります。これまで食育への取り組みがされており、一定の成果を上げつつありますが、今後、子どもたちに正しい食習慣を定着させ、中学校での栄養指導、また保護者への情報提供をし、健全な心身と健康の増進の向上に向け、食育の推進に努めていただきたいと要望をさせていただきます。

続きまして、2番目の質問に入ります。不育症と不妊治療についてであります。妊娠しても流産や死産を繰り返してしまう不育症について、その実態を調べてみますと、全国でも年間出産数が約110万で、流産する確率が一般的に15%と言われております。年間少なくとも約15万件ないし20万件の流産が発生しているということにはなります。また、昨年、厚生労働省の調査では、妊娠経験がある人で流産したことのある人は40%にも達しております。そして、2回以上流産し、不育症とみられる方は約6.1%となっております。これらの推計から、不育症の患者発生数は、毎年約3万から4万となります。有効な治療法は幾つかあるものの、いずれにしても早期の原因を突きとめることが必要ですが、一方では流産してしまった患者の喪失感が想像以上に大きく、原因を自分に求めてしまい、その結果うつ病や食欲不振、また不眠などにつながるケースがあり、今後このような状態にならないよう、不育症、不妊治療もあわせて、当事者

の家族も含め何らかのサポートを行い、安心して検査を受けやすく出来る環境づくりが必要と考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず、①点目の不育症と不妊治療の実態についてであります。先ほども申し上げましたように、不育症や不妊症の夫婦が増加傾向にある中、不育・不妊治療の公費助成の状況について、どのように把握されているのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 不育症、不妊症の関係でございます。一般的には、結婚して1年以内に妊娠する確率が80%、2年以内では90%、残りの10%の夫婦は不妊症の可能性があるとされており、また最近では、晩婚化や婦人科疾患の増加により不妊症が増加している状況でございます。

不妊症は、赤ちゃんを望んで2年経過しても妊娠しない場合を言い、原因についてはホルモン分泌異常などがございます。また、不育症は、妊娠は成立しても子宮内で胎児が育たず、妊娠初期であれば流産、中期から後期まで妊娠が継続しても子宮内胎児発育不全、ひいては子宮内胎児死亡となることであり、その原因としては、染色体や内分泌の異常、また子宮形態異常や内科合併症などが挙げられます。どちらとも、まず原因を究明して適切な治療を行うことが重要であり、対症療法が行われておるところでございます。

助成金の関係でございますが、奈良県では、少子化対策の一環として平成16年度から特定不妊治療費助成事業が実施されており、体外受精及び顕微受精の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っております。助成額は、当初、1夫婦につき1回の治療に10万円の助成を行ってございましたが、平成21年度からは15万円に引き上げられ、1年度当たり2回を限度に通算5年間の助成をしております。

申請窓口は、管内の保健所となっております。申請数は、平成19年度では、県内で延べ518件、実人数は354件、そのうち町内の方は7件、実人数も7件でございます。また、平成20年度は、延べ558件、実人員は378件、そのうち町内の方は延べ9件、実人数は6件でございます。平成21年度は、延べ624件、そして実人数は411件、そのうち町内の方は13件、実人員は9件の助成の申請があり、年々ふえている状況であります。

また、特定不妊治療費助成事業に係ります指定医療機関は、県内において5医療機関

ございますが、県外の指定医療機関でも治療された場合には、助成の対象となります。

なお、保健センターにつきましては、特定不妊治療費助成事業についての問い合わせが年に1、2件程度ございますが、管内の保健所が問い合わせ先及び申請先となっておりますので、郡山保健所を紹介してきているところでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま答弁がありましたように、不妊治療については、少子化対策の一環といたしまして、高額な費用がかかるため、特定不妊治療に要する費用の一部を県から助成し、さらには公費助成の増額、今、10万から15万に引き上げられということをお聞きいたしました。

一方では、不育症の治療につきましては、検査や、また注射の多くが保険適用外で、患者に経済的負担が大きいとの声があります。実際には、不育症治療については、公費助成はどの程度あるのか、また保険適用はされているのか、また保険適用がないのであれば実費はどの程度かかるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） まず、不育症の原因でございますけども、子宮異常、内分泌異常、免疫異常及び夫婦染色体異常などがあり、ホルモン療法など対症的に治療を行うこととなります。

そのようなことから、不育症の検査や治療においては、保険適用されるものと適用外のものがございます。例えば、保険適用される検査には内分泌代謝検査があり、自己負担の3割分、約2,000円程度となり、子宮卵管造影では3割分として約4,000円程度となります。また、保険適用外の検査につきましては、自己免疫の抗体検査などがあり、このような検査は個々の状態に合わせた検査となりますが、網羅的に検査を行う場合につきましては保険適用外の検査も含まれますため、自己負担額が10万円から15万円程度かかることとなります。

検査後、引き続き治療を行う場合においては、個々の状態に合わせて内服治療や副作用の状況を確認しながら治療を行うために入院する場合もあり、ほとんどが保険適用となります。

助成についてでございますけども、現在、奈良県におきましては、不育症の検査及び治療に要する費用についての助成は行っていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま答弁にありましたように、治療に応じて保険適用と適用外があるということですが、適用外においては、自己負担が10万から15万程度かかり、今般の家庭の経済状況からかなりの負担となると。また、そういったことから、治療半ば差し控える方が増加傾向にあると考えられます。また、今後、県や国に対しまして要望していくことが必要と考えられますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

次に、②点目の今後の課題についてであります。不育治療と不妊治療についての課題といたしまして、治療にかかる費用負担や深刻な相談等についてどのように対応していくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 治療のご相談でございます。奈良県においては、不妊で悩んでおられる方をサポートをするために不妊専門相談センターがあり、助産師による電話相談や産婦人科医師による面接相談を行っております。

不育症治療や不妊治療については、短期的に効果が得られるものではなく、長期的な治療を余儀なくされ、身体的、精神的負担が大きいことや、医療保険が適用されず費用負担がかかり、経済的負担も大きく途中で治療を断念されることもあると聞いております。また、不妊相談では、より専門的な治療方法が求められることから、専門職が対応出来る不妊専門相談センターや保健所を紹介しております。

今後も、プライバシー等に配慮するなど安心して相談や治療を受けられますように、県が実施している助成制度の啓発や相談窓口の周知など、地域の医療機関とも連携を図りながら情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 不育治療を受けている方がかかりつけの医院において治療面の相談を受けるんですけども、細かい相談についてはなかなか受けられないという実情がございます。また、治療が長期となることから、精神的な負担が大きくなり健康を害する傾向もあることから、不安の軽減のためにも気軽に相談が出来る環境づくりが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 不育症は、妊娠しない不妊症とは異なり、妊娠はしても出産に至らず流産などを繰り返すことが多く、家庭や周囲からの理解や精神的サポートは必要であると思っております。また、不育治療をされている方の精神的サポートは、デリケートなものであり、不妊症の専門医や遺伝カウンセラーや心理カウンセラー等がかかわることが重要であるといわれております。

保健センターにおきましても、これまで健康相談や子育て相談は随時行っておりますが、気軽に相談出来ますよう、今後さらに不妊専門相談センターなどの関係機関と連携をとりながら、安心して産み育てる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 冒頭にも申し上げましたように、特に不育症につきましては、有効な治療は、幾つかあるものの、手術の有効性は解明されていないということがあり、難しい面もあります。今後、不妊治療の情報の発信や、また心のケアというんですか、これも含めて患者さんに対しますサポートが出来る範囲、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目に入ります。DVの被害の現状と行政の取り組みについてでありますが見えない暴力と言われているDV。DV防止法の施行から10年を迎える今、表面化するDV被害が、残念なことながら顕在化しております。今年になってからも何件かのDVによる事件が発生しており、深刻な状況で、悲劇的なことが繰り返されております。また、これは氷山の一角で、表面にあらわれていない部分がたくさんあり、DV被害者は年々増加しており、奈良県におきましても、残念ながら過去最多を記録しております。今後のDV被害に対する早期の対策が必要と考えますが、特に被害者の緊急一時保護の後の生活費や住宅の確保、就労支援等についての拡充強化が急務と考えます。

DV防止法が施行されてから2度の改正があり、被害者支援がある程度進んだものの、地方自治体、とりわけ市町村レベルでの取り組みにはかなりばらつきがあるといわれております。当町としても、被害者の支援拡充について取り組む中、被害者が安心して生活出来る環境づくり、また支援体制等の政策が今後必要なことから質問をさせていただきます。

まず、①点目のDV被害の現状についてであります先ほど申し上げましたように、DV防止法が施行されてから2度目の改正により、市町村での相談による支援センターの機能を果たすことが明記されております。町の相談等についての現状を伺います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 町の取り組みといたしましては、平成18年に策定をいたしました第2次斑鳩町男女共同参画推進計画、「女と男が輝く未来計画」でございますが、これの基本目標の1の「男女の人権を尊重しあう」の中の基本課題の3といたしまして、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」において、「女性のため相談」を暴力被害者に対する相談・支援体制の充実として位置づけをしております。

この「女性のための相談」は、既に平成14年5月から実施をしております。DV被害を含む女性のあらゆる悩みの相談につきまして、女性の立場に立ってお聞きをし、相談者と共に考えながら、相談者みずからが問題解決の糸口を見つけられるように実施をしております。相談につきましては、月2回の相談日に、面談でありますとか電話による形で実施をしているところでございます。

ご質問のDV被害の現状についてでございますが、相談者が色々な悩みをお話をされる中で、相談者自身が暴力を振るわれているということではございませんが、DVについての心配について相談される事例があるということでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの報告では、DVの相談はあるが深刻なDVの被害を受けられる方は少ない、おられないということで安心しました。しかし、相談を受けた方はごく一部で、実際にはDVの多くは、長期にわたって繰り返されるため、なかなか見えない部分があり、最後になって深刻なダメージを受けたまま自治体に駆け込んでこられる方も少なくないと思います。このような状況にならないよう女性のための相談の窓口が現在実施されていますが、なお一層の周知をお願いしておきたいと思います。

次に、②点目の今後DV被害についての行政の取り組みについてであります。先ほども申しましたように、見えない暴力といわれているDVは、現在、顕在化しつつある中で、相談の窓口の強化や県との連携が不可欠ですが、その後の被害者家族の自立、生活促進のための就業促進、また住宅確保、援護等についてのサポート体制と関係機関との連携が重要なポイントとなります。今後のDV被害についての行政の取り組みについて伺います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 質問者もおっしゃっておられますように、女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要な課題として位置づけられておりまして、奈良県におきまし

ても、平成21年1月に「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されるなど、解決に向けての対策が急がれております。

平成20年、内閣府の男女共同参画局で実施をされました「男女間における暴力に関する調査」によりますと、5年以内に配偶者から何らかの被害を受けた経験の有無を、これまでに結婚をした経験のある人で見てみると、13.6%の女性が被害を受けたことがあると答え、どこにも誰にも相談しなかったという人が約6割を上回っていることから、被害が潜在化していることが明らかになってきております。また、男女間の暴力を防止するために必要なこととして、被害者が早期に相談出来るよう身近な相談窓口をふやすなどが約7割と、多く挙げられているところでございます。

当町では、先ほど申し上げましたように、既に平成14年5月から、DV被害を含む女性のあらゆる悩みの相談窓口として「女性のための相談」事業を実施しているところでございます。今後も引き続き「女性のため相談」事業を実施することで、被害者の方が早期に相談出来る体制をとり続けてまいりたいというふうに考えております。

また、相談者がDV被害者である場合には、すぐに県女性センターや県中央こども家庭相談センターなど関係機関と連携をとりながら即時対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 女性に対する暴力の発生を防止するための環境づくりについて答弁がありました。今後、どのような形で具体的に行政、警察、また地域が一体となり実施していくかが大きな課題となりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

それと、DV被害者に子どもがいる場合、どのような対応をいただいているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） DVの相談者に子どもさんがいた場合の町の対応です。町がDVの相談、その場合の相談を受けた場合には、奈良県中央こども家庭相談センターと連携をし、その相談者の保護が必要な場合には、当センターが保護することとなります。その相談者に子どもがおられた場合には、母親と一緒に保護することとなります。

当センターが保護する児童につきましては、男の子は小学校6年生まで、女の子につきましては中学校3年生までとなっております。その年齢を超えている児童につきまし

ては、当センターの子ども相談課において保護することとなっております。

今後も、DVに関する相談を受けた場合には、それぞれのケースに応じて当センターなど関係機関と連携をとりながら対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それと、DV被害を受けた母親が亡くなった場合、子ども手当または児童扶養手当の支給はどのようになっているのか、確認をしておきたいと思いません。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） DVの相談者が県中央子ども家庭相談センターにおいて保護され、その相談者に子どもがおられる場合においては、子どもをその母親の祖父母等が養育監護することになれば、子ども手当も児童扶養手当も支給対象になります。ただし、その養育者が老齢福祉年金以外の公的年金給付を受け取ることが出来る場合には、児童扶養手当を受給することが出来ないようになっております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 先月、改正児童扶養手当法が成立いたしました。所得の低い母子家庭に支給されてきた手当が父子家庭にも拡充されたことが大きなポイントですが、ただいま答弁がありましたように、DV被害を受けた母親が亡くなった場合、子どもが祖父母に預けられると手当の支給が打ち切れ受給することが出来ないということですが、年金暮らしの祖父母が子どもを育てるのには、費用の面において大変であるとは思いますが、改正に当たっての問題点がまだ残っているように思います。今後、これに対しましては国に求める必要がありますが、町におきましては、このような状態の方がご相談に来られましたならば、また対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにいたしましても、DVは重大な人権侵害であり犯罪です。被害者が泣き寝入りすることなく安心の生活を取り戻すよう、今後も各関係機関と支援のネットワークを生かしながらDV被害者の対応をお願いしたいと思ひます。

次に、最後の4番目の質問に入ります。災害時要援護者の緊急的対応の取り組みについてであります。市町村においては、高齢者や障害者の方への災害時要援護者の避難支援の取り組み方針を策定するよう促進されております。災害時要援護者対策の策定済みは、全国的に見ますと、平成21年度末までには8割、平成22年度末までにはほぼすべての市町村で全体計画が策定される見込みと聞いております。

当町においても、災害時の要援護者の避難対策については着々と進められており、特に災害要援護者を対象にしたアンケート調査においては、民生児童委員さんの方々には大変お世話になりご協力をいただいております。しかし、計画の策定に当たっては、進んできているものの避難支援の現場にはたくさんの諸課題があるのも現実であります。災害時要援護者対策について、現在の取り組みと進捗状況について確認する意味で質問をさせていただきます。

まず、①点目の要援護者の避難誘導體制について、まず現在要援護者に対するアンケート調査を民生児童委員さんのご協力で進めていただいておりますが、その進捗状況について伺います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 災害時要援護者につきましては、高齢独居世帯、障害者、要介護認定者を対象に、アンケート調査と民生児童委員による訪問調査により、個別情報の収集を進めております。個別情報の具体的内容については、氏名、住所、連絡先といった本人に関する情報や、同居家族、支援者、緊急連絡先、自治会、担当民生児童委員、かかりつけの医療機関やサービス事業所など、本人を取り巻く環境についても情報として保管をしています。また、特記事項として、病状等の避難時に配慮すべき事項についても把握を行っております。

これまでの調査結果であります。第1回目の調査につきまして、4,252人の方にアンケートを送付しました結果、2,954人のご回答がありました。回答があった方のうち、元気で必要でない方などを除く訪問調査と情報提供に同意をしました2,424人及び回答のなかった1,298人の合わせまして3,722人の方につきまして、民生児童委員さんに訪問調査を依頼いたしました。

また、第2回目の調査につきましては、新規対象者837人の方にアンケートを送付いたしました結果、529人の回答がございました。回答があった方のうち、元気で必要でない方などを除く訪問調査と情報提供に同意をいただいた258人及び回答のなかった308人の合わせまして566人につきまして、民生児童委員さんに訪問調査を依頼する予定でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 個人情報等について一人ひとりに求めていくということに対しては、確かに難しい面がございます。趣旨の要旨をやはり徹底していただきまして、粘

り強くやっていただくことが必要かなとは思いますが、また、民生児童委員さんの方々には、再度また訪問調査ということでご苦勞をおかけいたしますが、今後ともよろしくお願いしておきたいと思っております。

また、要援護者の避難誘導體制、これの実施状況と今後の方策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 要援護者の避難誘導體制の関係でございますが、平成9年度から平成11年度までは小学校区の校区别防災訓練、平成12年度には町の総合防災訓練を実施し、住民の皆様が参加する避難誘導訓練も行ってまいりました。また、最近では、平成21年度の生駒郡総合防災訓練においては、実際に障害者の方もご参加いただき避難訓練を経験していただいたところでございます。これらの訓練の成果も踏まえまして、地域での防災訓練において、災害時要援護者の方々にもご参加いただき、避難所までの経路をたどるなど地域の安全な避難経路や危険箇所の確認、また避難に必要な時間の把握等をしていただくことも重要であると考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） より具体的に現実に即した訓練等、特に避難時の経路については、以前も私も何回も質問しておりますが、注意を払って危険箇所を日ごろより確認していただきたいと要望いたします。

そこで、次に②点目の避難支援に係る課題、体制づくり、情報の収集・伝達、障害者支援についてであります。体制づくりといたしまして、要援護者の情報を関係者間どのように共有していくのか、また支援者の協力をどのように得ていくのか、事業者の協力はどうか、情報の収集・伝達においては、特に要援護者に災害情報をどのように伝達するのか、障害者の避難支援には、障害者の対応に応じた避難を円滑に進めるためにはどうしたらよいか、これらの避難支援に係る課題についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 避難支援に係る課題でございます。さきの質問のご答弁としても申し上げておりましたけれども、現在、災害時要援護者の個別情報の収集と蓄積を行っている状況でございます。

大規模災害時、現実的に考えて最も援護を望めるのは、自治会や消防団、近隣の住民

の皆様といった地域の皆様方の力であり、人の生命にかかわります大規模災害時には、個人情報の提供は可能で、今まで蓄積をしてきました情報を各関係機関に提供し活用出来るものと考えております。

今年度、地域防災計画に定めます要援護者対策の一部改正を行い、その後、災害時の対応、協力等につきまして各関係機関と調整を行うべきであると考えておりました、平常時どこまで情報共有が可能かなどの障害者の情報等を含む災害弱者の情報共有につきましても検討をしていきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 先ほども質問しましたように、重要なことの中におきまして、やはり支援者の協力を具体的にどのように得ていくのかというのが、今後、大きな課題になってきておりますので、その点についてもう少しお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 支援者がいない方についてどう考えるかということでございます。災害時の支援者の協力は、あくまで任意の協力であり、強制力を伴うものではありませんが、町として重要であると考えております。現在、民生児童委員さんによる訪問調査で、各要支援者に対しまして個別に支援者を決めていただくようお願いをしておりますが、現実といたしまして、いまだ決まっておられない方もおられ、今後、個人台帳を作成していく中で、先ほども申し上げましたように、災害時最も援護を望めるのは、自治会や消防団、近隣の住民の皆様方といった地域の皆様方の力でございまして、それらの方へのご理解を求め、支援者の協力を得てまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それで、しつこいようですが、それと情報伝達について、独居の方や、また防災メールを受信出来ない要援護者への情報の伝達についてはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 独居や防災情報メールを受信出来ない方への情報伝達でございますが、まず災害の発生が予想されます場合の避難勧告や避難指示等住民の方々への情報の伝達方法でございますが、斑鳩町地域防災計画でも定めておりますように、町からの避難対象地域の自治会長様への口頭による伝達を通じまして、自治会から対象

地域の住民の皆様方にお知らせすると共に、町の広報車等による広報や音声遠隔装置による有線放送、防災情報メールの送信、FM西大和のラジオ放送、またサイレンの吹鳴、口頭により情報の伝達を行うというふうにいたしております。

大規模災害の際の災害時要援護者への情報伝達は、今、申し上げました方法に加え、緊急に避難を要する事態も想定され、町が保有いたします要援護者情報を自治会等にも提供し、身近な支援者や周囲の住民の皆様のご協力を得まして、要支援者への情報の伝達をお願いしたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、地域の方の協力体制がどうしても必要になることから、今後の全体計画の際には、皆さんにわかりやすく協力をいただく体制をお願いしたいと思います。

次に、③点目の災害弱者の安否確認のための高齢者マップ作成の状況についてであります。高齢者マップについては、平成19年の6月定例会で質問し、一定の答弁をいただいております。このマップは、災害弱者の安否確認のため、高齢者在宅要介護者、認知症や障害者の方を対象として地図上に対象者宅を色分けし、有事のときに地図を頼りに安否確認をするものであります。作成のためには、先ほどのアンケート調査結果が必要となりますが、現時点でのマップ作成の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） マップの作成状況でございますけれども、まだ現在マップの作成には取りかかっておりません。大災害が発生しましたら、災害弱者である高齢者や介護認定者、そして障害者の居住地がわかるマップは重要であると考えておりますので、今年度実施いたします第2回目の民生児童委員さんによります実態調査が完了いたしましたら、作成に向けて事務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま答弁にありましたように、高齢者マップがいよいよ作成されるとのことですが、もう少し、経過も含めて今後どのように進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在、災害時要援護者への情報収集と蓄積、そしてデータ化を進めている状況であります。調査を行っているデータの集積がまとまった時点で、

住宅地図に情報を記入するなどによりマップを作成していきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、マップの作成に向け色々な角度から検討をしていただき、有事の際には有効となる内容のマップを作成していただくよう期待いたしまして、これで私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、吉野議員の一般質問をお受けいたします。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 国政においては、6月4日に新首相が誕生しました。同じ日に、鳩山、菅、平野、仙谷、枝野ほか計14名の政府メンバーも参加した33名による「新しい公共」宣言が出されました。理事者側の方でも見られた方もあるかもしれません。A3版の11ページの宣言書が私のところにも届きました。

それによりますと、新しい公共とは何かといいますが、古くから日本の地域や民間の中にあった助け合いの精神を現代にふさわしい形に再編集し、人や地域のきずなをつくり直すと、こういう内容であります。我が国始まって以来初の有権者自身による政権交代によって生まれた政権の基本理念の一つだろうと思います。そのほかにも、基本理念としましては、新しい福祉、あるいは新しい地域主権、そして今のこの新しい公共が加わるものだと思います。

ちょっとみんな、新しい公共、新しい地域主権、ちょっと私にとっても余り耳なれないことですし、ただ我が町の今年度第1回の定例会で、町長の施政方針の中にも、「人にやさしいまちづくり」の第一の柱として、「ともに生き心ふれあうまちづくり」を目指すという基本理念と相通じるものがあると思っております。

いずれにしても、地域主権の存在する基礎自治体の大きな要素の一つは、定住人口であろうと思います。その点、奈良県全県としても厳しい状況にあると思われまじけれども、斑鳩町の人口推移と将来予測について、まず1番としてこれをお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） まず、本町の人口の推移についてお答えをいたします。本町の人口につきましては、昭和22年の町村合併当時につきましては約1万1,000人でしたが、昭和30年代後半からのまとまった住宅地の開発によりまして、平成12年の3万人弱まで増加傾向が続いておったところでございます。その後は、少子

高齢化の進展によりまして、出生者数と死亡者数につきましては均衡しておりますものの、転出者の数が転入者の数を上回る状態となっておりますことから、人口は緩やかに減少しまして、平成22年4月30日現在の人口は2万8,635人となっております。

次に、将来の予測でございますが、本町では現在第4次斑鳩町総合計画の策定を行っております、計画の目標年次でございます平成32年の将来人口は、2万7,000人と想定しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 私が所属する自治会では、去年は若い世帯の方がたくさん加入していただきまして、中には、なるべく親の世帯の近くに住みたいということで移ってこられた方も何組かおられます。その逆に、今、お答えにありましたように、高齢者の方々、あるいは転出される方も、私どもの自治会では多くございまして、その理由としましては、高齢になって体が動かないと、で、子ども世帯と同居する、あるいは子ども世帯の近くに引っ越すという方々もおられました。皆さん、私どもごあいさつしたりごあいさつされたりするんですけども、近くの方としては、住みなれた地域を離れて知らない人がいるところへ引っ越すのは大変つらいと、後ろ髪を引かれるような思いで転居をされていかれます。

先日、テレビで「近住のすすめ」という番組がありました。「近住」といいますのは、近くに住むということで「近住のすすめ」であります。新しい世帯の方が、あるいは子ども世帯でもいいですが、近住の目的で自治体へ転入された場合には、それをその自治体が補助の対象とするという施策で人口増の効果を上げている自治体の例を放映しておられました。

当町としましても、色々そのような施策があるのではないかと思います。定住人口を確保しよう、あるいはふやしていこうという施策がありましたら、披露していただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 本町におきましては、定住化の促進に結びつく主な施策といたしまして、子育て支援、健康づくり、快適な住環境の整備等を実施しているところでございます。

まず、中学終了前までの医療費の無料化や妊婦一般健康診査の助成の拡充、助産師に

よる新生児訪問、H i b ワクチン接種費用の助成をはじめといたしまして、乳幼児保育、延長保育、一時保育などの保育サービスや学童保育などの放課後児童対策事業の充実、また学校教育施策では、30人学級を小学校1年から3年生に拡大をいたしました。中学校では1年生を新たに対象にするなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、働きながら子どもを産み育てられる環境づくり、充実した学校教育環境づくりなどの子育て支援に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、各種検診の無料実施を行うと共に、健康教室や健康相談等を充実し、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病の予防に重点的に取り組むなど、生き生きプラザ斑鳩を拠点とした住民の皆さんの健康を守るための施策にも取り組んでいるところでございます。

さらには、通勤地へのアクセスなど利便性のよさに加え、「斑鳩の里」と今も昔も言われますように、山、川、田園などの自然と歴史文化遺産や伝統ある集落が点在する本町固有の環境と景観を保全すると共に、公共下水道や都市計画道路などの道路網の整備、JR法隆寺駅周辺整備などの都市基盤整備を進めることにより、快適な生活を送れる住環境づくりにも取り組んでいるところでございます。

現在策定中の第4次斑鳩町総合計画におきましても、住民のニーズを的確にとらえ、これらの施策のさらなる充実を図ると共に、住民皆様との協働によるまちづくりを進め、住民の皆さんに「住んでよかった」「住み続けたい」と感じていただけるような斑鳩町の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 私も、欲目ではなく、斑鳩町は、近隣自治体と比べてなんですけども、大変いいところだなと思います。しかし、居を移される方はそれなりの理由があって出ていかれるわけで、なるべく斑鳩町に最後まで住んでいただきたいと、こういう思いはあります。今後とも、ひとつよろしく定住人口を減らさないような方策を次々と打ち出して、それをまた、なるべく近隣あるいは全国にでも知らせるような方法もとっていただきたいと思います。まず、何よりも世界文化遺産のあるまちということで名前は知れわたっておるわけですから、ちょっと有効な手だてを講ずれば、もしかしたら定住者がふえるという可能性もなきにしもあらずと思っております。ひとつよろしく願います。

次に、2つ目の歩道整備についてという質問に移ります。

交通弱者の安全対策についてということです。このたび、斑鳩町の都市建設部都市整備課に、新たに国道25号歩道対策担当を置くという画期的なことがありました。それまでのいきさつと、それから出来ればその歩道を設置する工事区間、そして簡単でいいですからスケジュール、それから事業費はどっからどのように出てくるのかと、こういう説明をお願いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました25号の安全対策についてでございます。町内の国道25号につきましては、歩道の未整備の区間も多くございまして、また歩道はあるものの歩道幅が狭いというところもございます。歩行者の方々が通行をしていただくには、安全性には問題が多くあるという現状でございます。

この国道25号の竜田大橋前後でございますが、地域の小学校あるいは中学校の児童の方々が国道の路肩を通学路として利用をされております。また、地域の主要な生活道路にもなっている状況でございます。こうした状況の中から、以前からこの地域の歩道設置につきましては、議会の皆様方や地域の皆様方からも強く要望をいただいております。今日まで奈良国道事務所に対しまして改善要望を重ねてまいりました地区の一つでございます。

奈良国道事務所では、平成20年度より町内の歩道未整備区間の測量調査等を実施をされまして、歩道設置事業の具体的な検討が進められてまいりました。さきの建設水道常任委員会でもご報告をさせていただきましたように、このたび町内でも特に歩道設置の優先度が高い竜田大橋前後から歩道設置事業が進められるということになったものでございます。

この今回進められます事業のまず区間でございますが、龍田の坂下という交差点でございますが、猫坂から元ジャスコがございましたその手前までということで、現在、進められている状況でございます。今年度用地の幅杭、あるいは土地の境界の立ち会いなどの用地測量が実施をされる予定になってございます。また、それに引き続きまして建物の移転補償に関します物件調査等もあわせて進められるということになってございまして、その後それが終わりますと、来年度、23年度でございますが、用地の買収を進めさせていただいて、平成24年度以降に工事に着手出来ればということで、国道事務所の方からの事業スケジュールを聞かせていただいております。

また、この事業費でございますけれども、これはあくまで国道事業ということで国費

で賄われるということで考えてございます。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。事業費については、バイパス予算とは別予算で国道整備費用で賄われるのではないかと理解しております。これらについて、新政権が誕生した直後、ですから8月以降の県議会で、ある議員さんが荒井知事に対して質問をされております。新知事は、新政権に対してどのような県の要望をされていくかと、こういう質問をされました。答弁は、これまでどおり地域の熱意ある要望をもって陳情をすると答弁しておられました。同じ県会議員さんは、昨年末の県議会で、国道25号の歩道設置の件でこういう質問をしております。直轄国道の歩道の設置について、斑鳩バイパスの計画がある一方で現道の国道25号の改良は放置されていると、例えば斑鳩町区域を見ても、幅40センチメートルほどの歩道や全然ないところもあり、何とかしてくれという声が強いです。町も県も国もバイパスを優先に考えているということではないかと、これについてどう考えているかと。これに対して、県の道路建設課長さんが、国道25号線、とりわけ斑鳩町内の歩道の不備については認識していると、県は何も言わないで国交省任せということではない、プランをつくってはいるが、事故の多いところ、要望の多いところということは十分にわかっておりますと、25号は道路の際まで家があり歩道がつけられないと、こういう答弁がありまして、これに対して、つけられるところからでも工事に着手すべきだと、こういうやりとりがございました。この流れが、国交省も動き、あるいは今回の国、県、町の国道25号歩道対策があるのではないかと思います。

私も、この議会でたびたびこの件は要望いたしましたし、一番早い時点からこのことを言っておられましたのは、斑鳩バイパス計画白紙撤回要求連絡協議会が、この国道25号の危険性を指摘し改善を強く要望しておられたと思います。

いずれにしましても、おくれればせながら国が重い腰を上げた。しかも、こういう大変きちとした実効性ある計画とスケジュールと予算の裏づけのもとに、25年度一応完成ということで取り組まれたということは、大変斑鳩町にとってはうれしいことだと思いますし、ぜひとも担当課の方でも一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、歩道の安全対策上の質問をいたします。私は、基本的に公道でもある歩道は、当然のことながら水平でなければならないものだと思っております。ところが、国道25号の町内の歩道は、ご承知のとおり、ないところもありますし、あるところはあ

るだけましとも言えますけども、そのあるところさえも、民地から、あるいは公の施設から国道へ出る場合には、車優先の考えからか車がスムーズに出られるように歩道の方を削っております。ですから、歩道は、皆さんもご承知のとおり、短い区間で山あり谷ありの状態になっております。高齢になりますと、ちょっとした傾斜でもつまづいたりしまして、国道側に転げ落ちたりしますと大事故になると思います。

私は、民地から、あるいは公の施設から国道25号へ出る場合には、それぞれの所有地内で高低差を解消した上で公道に出るべきではないかと、こういうふうに、理想論ですが、思います、この点いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいま質問者が申されましたように、歩道につきましては、場所によりまして色々な勾配がついてございます。一般的には、排水勾配ということで2%の傾きがついているのが実情でございます。また、この勾配につきまして、隣接地等の敷地関係の高さの関係でやむを得ずやはり勾配が生ずるということがございます。計画時には、新設の場合は当然その段差が出来るだけ少ないように計画をされていくものでございまして、また現状としてそういう段差が出来ている部分につきましても、国の方でも対応出来ることはされているというところがございます。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほど吉野議員がおっしゃったように、昨年12月の県議会で質問されて色々奈良国道事務所がおっしゃってますけども、もう既に平成20年ぐらいに、当時の藤本部長が、追手のあこから警察交番の歩道設置はしているわけでございます。既にそういうことで進んでるわけです。何も別に奈良国道事務所がどうかというよりも、歩道は危ない部分についてはやっぱりやっぴりやっぴりやっぴり姿勢で来てるわけですから、何もその質問によってそういうことで進んだということじゃなしに、我々の担当の部長も精力的にやって、追手の三浦邸から、今は三浦邸じゃないですけども、あこから松村さん越えて交番所までやっぱり歩道確保をされてますし、やっぱり25号の龍田付近はまさにやっぱり危ないということから始めて、やっぱり住民を訪ねていこうということで、住民に寄っていただいて、やはり協力するところは協力しようというある程度のご意見が、これは測量をしていくわけでございますので、そういう点についてはご理解をいただかなかつたら、何も県が、あるいは国がどうかというよりも、

やっぱり末端の我々の担当の職員が努力をして住民の方々の説得をしたというご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 大変よくわかりました。今後ともひとつよろしく願いいたします。

歩道は進行方向、歩いている人の進行方向、あるいは左右方向とも水平であるべきという今回の私の一般質問のきっかけとなったある出来事があります。それは、役場の前の歩道で起こったことであります。若いお母さんが自転車の前後に子どもさんを乗せて3人乗りで通りかかりまして、信号が赤で停止しようとしてしました。恐らく傾斜している歩道の山側の方に足をつこうとしたんだらうと思いますが、バランスを崩して谷側、つまり国道側の方に足をついてしまったために、自転車が倒れて前と後ろの2人のお子さんが国道へ転げ落ちました。車がすぐそばを通り抜けましたので、見ていた人たちも大きな声を上げたりしました。幸い子どもさんは無事でありましたので、胸をなで下ろしたわけですが、一つ間違えば大惨事になるところでした。

この件については、私すぐに国交省の奈良国道へ行きまして、この件を質問してまいりました。歩道の前後左右方向の傾斜については、何かバリアフリー法とか、今度また新バリアフリー法とか聞き及んでおりますが、これは何か規定というものはありませんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 歩道の勾配についてでございますが、バリアフリー法での改正が予定をされているということでございますが、この歩道を設けるときの基準につきましては、道路構造令という規定がございます、これに基づき地形や当該道路の歩行者等の交通の状況を考慮し、かつ対象とする道路の種類、ネットワークの特性、沿道の立地状況等地域特性を十分考慮いたしまして、歩道の設置の要否や幅員、あるいは勾配の構造を決定するという事になってございます。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。自転車の3人乗りについては、先ごろ法律上もクリアし、斑鳩町では3人乗り自転車の購入には補助の対象ともしております。

現在、斑鳩町では、何台の申請がありましたでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在まで7台の助成の申請がございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 自転車はエコの観点からも勧められるものですが、交通量の激しいところでは危険が伴います。他の自治体では、3人乗り自転車は交通安全の講習が義務づけられているというところもあります。当町としては、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） その規定につきましては、当然統一された規定でございます。当町といたしましても、当然同じような形で規定をされているものと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ぜひ万全の対策で、3人乗り自転車というのを、普通若いお母さん方が利用されているんですけども、私などから見ますと、大変器用に動かすもんだなあ后感心はしておりますけども、先ほど申しましたように、大変危険なところもありますので、よろしく行政の方でもご指導のほどをお願いしたいと思います。

昨年の議会で、私は歩道上の車の進入防止のための工作物、突起物の件やジャスコ閉店による買い物難民の問題をこの議会で質問させていただきました。その後で、県議会でも議題として取り上げられまして、それぞれの問題に進展が見られました。町と県議会との連動の効果だと私は思っております。

ジャスコ跡地には、仮称イオンいかるがショッピングセンターが11月25日に開店するという説明会が開かれました。これで地域の買い物難民問題も解消されるのではないかと思います。開店すれば、また国道25号の新たな交通事情の変化が起こるものと思います。行政としては、この事業者にどのような指導をされているか、あるいはこれから指導をされるつもりなのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） イオンショッピングセンターが開設されるということでございます。これにつきましては、現在、計画の中で、当然新たな交通が入ってくるということのを考慮した上で、現在の右折レーン等をそのまま残していくという形で計画を進めるということで協議がされております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ジャスコの方にイオンのもう一つの店が進出されるということがあります。説明会で自動車の数、駐車台数、それから自転車の駐輪台数などを見ますと、ちょっと足りないかなと思ったりするのでありますけども、国道の新しくショッピングモールが出来る側の歩道についても、以前から、事故があつたりしまして危険ではないかなと思ったりしております。また、聞き及ぶところによりますと、もう一つ何か大型の店舗があつて近くに出来るような話も聞いておりますので、それもあわせてひとつ後ほど検討していただきたいと思ひます。

最後の3の斑鳩バイパス建設に関する町負担経費総額は幾らとしているかということがあります。書いてあるとおり、町は斑鳩バイパスをまちづくりの根幹をなすものとして推進しているが、バイパスと交差する道路、水路等を整備するために必要な町負担工事費、土地収用費等の総額を明らかにしていない。町財政の悪化が必至となっている現在、なし崩し的に整備費を支出することは問題ではないかと、こういう内容であります。これについては、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） まず、国道の築造に伴います費用負担につきましては、昨年12月議会、今年の3月議会でも答弁させていただいておりますとおりでございますが、再度その基本的な考え方について説明をさせていただきますと、道路法によります国の直轄事業の場合は、国が3分の2、県が3分の1と負担割合を定められております。

したがいまして、国の直轄事業で進められておりますいかるがパークウェイにつきましては、いかるがパークウェイが出来ることに起因する道路や水路の取り合い部分の機能復旧も含めまして、すべて国及び県が費用負担をしているということでございますので、そのことにつきましては、町の負担がないという趣旨でご答弁をさせていただいているものでございます。

いかるがパークウェイは、議員もご質問のとおり、まちづくりの根幹をなすものとして推進しております。これを中心とした道路網の形成を図ることは、町のまちづくりの上からも非常に重要なものでございます。

したがいまして、小吉田モデル区間及び稲葉車瀬区間においても、地元の方々とも相談をさせていただき、地域のまちづくりの基盤となるものにつきましては、町が独自に必要なものと判断をして道路整備を行ってきたものでございまして、その費用につきましては町が負担をしております。

具体的に申しますと、小吉田モデル区間では、平成15年度から16年度にかけて、工事費で1,541万1,900円でございます。また、17年度には、764万4,000円の工事請負費として支出をいたしております。なお、用地費として小吉田全体で2,345万3,195円を支出いたしております。

次に、稲葉車瀬区間でございますが、工事請負費は2,121万円、用地費は2,096万5,092円となっております。なお、用地費に関しましては、3月に答弁いたしました時点よりも若干ふえておりますが、これは工事完成によりまして清算額が生じたということによるものでございます。

また、今日まで小吉田及び稲葉車瀬地区において町が費用負担をいたしました総額といたしましては、8,868万4,187円でございます。

なお、いかるがパークウェイ建設に関します町費用負担総額につきましては、今後、町のまちづくり上必要な道路の整備については、それぞれの地域の方々とも協議しながら必要な整備に取り組むこととなりますので、総額については未定でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） このバイパス、全体計画としてはきちんと出来上がっているものであります。それについて、今、ご答弁がありましたように、全体計画の中で町が支出する分の全額というのははっきりとはわからないと、決定していないということでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 全体計画の中で町が負担する額でございますが、今後、事業を進める中で各地域で必要な道路は、その都度また計画の確認をしながら進める必要がございます。その中で決まるものでございますので、現在のところは明確になっていないということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ちょっと関係のないことですがけれども、アメリカのフリードマンという経済学者がこういうことを言っております。人は、自分自身の金を自分自身のために使うときは慎重だが、他人の金を他人のために使うときにはそれほどではないと。これは、言うまでもなく税金の使い方を言っているのでありまして、国の税金だろうが県の税金だろうが町の税金だろうが、血税には違いないことであります。

斑鳩町の住民として、私ははっきりと申しまして、バイパスというのは通過車両のためのものが主な建設理由だろうと思います。本当に斑鳩町の住民の一人ひとりが、これはどうだろうか、本当に価値があるのか、こういう、もう一度振り返ってみるには、今、事実上の凍結状態である今年などが大変いい機会ではないかと思います。

この新岩瀬橋、あれが完成したとして、前の質問者のあれにもありましたとおり、あそこを、今、ただ橋があるだけで見ておきますと、それほど違和感がないと思ってもらいたいと思います。ところが、あそこに1日に1万台、2万台というような車がごうごうと通るようになりますと、色んな面で竜田公園の景観を台なしにしてしまうだろうと思います。これからは、エコの時代とか、そういう自然環境を大事にする時代になりますので、ここら辺でもう一回、斑鳩町としてほんとに、これ、オーケーなのかどうか、もう一度考えてみるいい機会ではなかろうかと、今、思ったりしております。

一応、今の質問については終わります。

3月の末に南中のサブグラウンドに新しい洋式トイレが設置されまして、4月21日には、北部3地区親善ゲートボール大会が開かれました。30チーム、150名強の方々が、まさに壮者をしのぐという例えのとおり、生き生きはつらつと気合いを込めてゲームに打ち込んでおられました。

○議長（中西和夫君） 吉野さん、それちょっと、今の一般質問と関係ないん違います。関連しますか。

○4番（吉野俊明君） ちょっとこれは聞いていただきたいなと、こう思いました。いかがですか。ちょっと時間も早めに済みましたもので。

○議長（中西和夫君） いやいや、それが問題です。

○4番（吉野俊明君） ちょっとだけ、さわりだけ。

当時、嶋田総務常任委員長が、最初のトイレの設置の際に利用者の意見を聞いたのかと、こういう質問をされました。そのときに、私、まさにこれ議員として、行政をチェックする立場の議員の質問だと思いました。同じように、このトイレについては、高齢者の方々からも同じような質問を受けました。住民参加のまちづくりといいますが、これが基本だろうと私は思います。

上海万博で日本の企業がトイレを展示しまして、これが、トイレは物言わぬセールスマンとしまして大変売れ行きがよかったということでもあります。斑鳩町としても、こういうトイレの整備などもきちっとされれば、自治体としての評価も上がるのではないかと

と思ひまして、言わせていただきました。

以上で終わります。

○議長（中西和夫君） 藤川都市整備部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） すいません、申しわけございません、今ごろになりました。

先ほど吉野議員のご質問の中で、3人乗りの自転車に關します規定ということで、私の答弁として、斑鳩町も同一のというふうな答弁をさせていただいたわけですが、その講習に關する規定ということであれば、それはないということですので、申しわけございませんが、答弁の方訂正させていただきたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 以上で、4番、吉野議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明後日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦勞さんでした。

（午後2時46分 散会）